燕石十種

劇場新話

三輯

八

イ昔4
679
28

679
28

劇場新話　上巻

芝居始

宮城県図書館蔵書

大昔北条氏やあり久南部南圓堂の前る大きなる穴出来て其中より煙殿〳〵敵り天下を震ひ其乱よりあるることのたとへ〳〵疫病ふおそれる後て南部の芝居とあるを嘉三番を家せ其邪乱を拂ひ退〳〵より芝居といふ名ハ始りて今るるなりて南部藩の能を故實る任せて芝のことて沙ふ名古屋三九郎の能国奇藩岐の始りハ小野の芝ふうて奥沙〳〵又出雲のお國織田信長公の免許を蒙りて則小野よりありし人井（ヒトヰ）（人井とハ陣之替方の場所なりとハ）を許所〳〵て奥沙せ〳〵より芝居といふ甲陽軍鑑ふ曰仕場居を諸軍ものでハ諸国ものをねとものなりと言板評ふ申されしよりいまも芝る居るのんと其後祇園の南林と五沙ひ〳〵て其後五條ふ系橋の南りて奥沙〳〵なる秀吉ふ伏見より上洛の時必此橋を通りあるる見物群集〳〵妨ふ成〳〵より曰條る移されしと男女共交りの物言根りがい〳〵あるの〳〵の名ハ中條止とありしを是より京都ふて村ふ又芝居

とり役者数度出来まして兼題二癸巳年三月かぶき初まり若元
交りて後出る癸亥歟下明暦二丙申年に條江永中橋すて粤仏今文化の
年迄百五十餘年の後ふさもれい上る芝居絵者てきの世村の氏の
冊帳をうつべき事なるべし又大坂の芝居は寛永の始より若元斉藤を
てあり来りしる道頓堀九郎右衛門町の裏中雑喉場なる所に傾城町ありそれ
世初の傾城どりを集め新屋敷(此一頭)せ初て是をお国かぶきと
申しそる事と

軍記そる大坂の芝居今の二の舞り牡丹の大名額いつすてる傾城と字を
名額のふ意事江戸の春牡丹を牡丹をさせたる古風の残りそるべし大坂
如し寛永のむし傾城る牡丹を曽我と中る意ご如し是はな文の
の二の舞りと以ハ江戸の春牡丹る牡丹を顔見世る當年ゴの年ゴハ丑
の年新見せと以ハ新見せ世を絵者座付はと斗りすてる手連中の
るうもり大名細無紙細茂石さうう連江戸の手連中舞りる

白赤あり長形長方ゴ白地ゴ流ゴる事と顔見せ十日の間夜ハ
ゴうり始め座付は上ゴ下て思ひ付の牡丹二幕ゴ三まくゴもする事月
夜ゴる方手ゴ夫より雲月廿日ゴ江戸の舞り牡丹を出す
夫国芝春牡丹を二のかりりと中習ゴたり
扨世芝居を別堀座九郎右衛門芝居ゴ
ありゴる者ゴ中新中ゴ若元ゴぶきの通り若元ゴぶきの芝居再興事
ひ今ゴ奥ゴ以ゴ今の角の芝居ハ大坂ゴ名ゴ所ゴ福助彦彦七郎
是ゴ又大和屋ゴ名ゴ所ゴ名額ゴ以ゴ名額ゴ元ハ堀や名額ゴ元ゴ名ゴ今の
中の芝居ゴ別のゴ京大坂の芝居ゴ有事ゴ芝居名額をゴ張ゴ
役者ゴて金ゴ方ゴ名ゴ単座元を勤ゴ事ゴ張て名額ハ座元
座ゴ紀ゴ江戸ゴ芝居ハ又格別の遠ひて三座ゴ元祖ゴ大事元
一名ゴて惣役者迄ゴ人ゴ格ゴ江戸ゴ芝居の事ハ未ゴ
ゴ

役者始り

漢小説元燕ゞ名曲あり唐ふゑて散楽数十種皆以て奏流を其新しく劇優ありて古今の治乱を狂言倩語ふまりやつりて其発明を孟優こ号し明の代清の代ゑゑりて狂言を埋せばしてゑ繪畫所も彩帝を流せり我朝のむかし神代りて火の殆芹の命の彦火々出見の尊と山幸を爭ひ海ゑゑゑゑ海ゑゑゑ拾ふ苦しみひし仲を奪ゑゑゑ孫の人大隅薩摩より都へ登りて

猿楽庭ゑて舞ゑゑて三ゑを續日本紀中七三四ゑ風俗の音楽ゑも又伝技ゑも遊ゑり猿楽方の能ゑ面ハ芝ゑゑゑもちぐふ白粉丹を顔ふぬゑ事ゑ〳〵火の殆芹の命の赫を嘗ゑゑゑと神代の巻ゑ見えゑり今の伝ゑの遊觸ゑゑゑ中古ゑゑゑ合戦ゑゑど面狂言ゑ住ゑゑ考へあれども是ハ士林を惑ゑゑあれ羞ふゑ伝者の事ふゑゑゑゑ紀ゑ家町家の時弘波殿ふゑ月ゑ天竺ゑ唐ゑゑゑゑの古七人の能者を集めて弘廟ゑて狂言ゑ〳〵住ゑ當世今ゑ伝ゑり

近くハ永禄の比ゑ當りて江列の役人名古屋三九郎ゑ〳〵人京都出ゑ狂ゑて小舞を覚ゑゑゑ女を集め説經ふ合せ舞せゑゑゑ出雲のお國と云風流女と夫婦と成ゑ奇舞ゑと名ゑゑ男女ゑ人舞の狂言を初めゑゑ孫お國と云ゑゑ女ゑゑて五條の西ゑて興行ゑ雑踏ゑゑゑハ大変ゑ人と云ゑゑの是ゑ男女入交りゑゑの狂言ゑ抑ゑゑ国と云ゑゑハ出雲の神ゑゑて女踊りを始めゑ後鳴国乃吉云ゑゑ女名頭を始又古條の遊女ゑ芝居能ゑて興行ゑゑゑゑ面ゑ城名所志ふ見ゑゑゑ世遊女ゑ教ゑゑゑ家節を伝授ゑゑ男女入交りの狂言ゑ〳〵ゑ成ゑゑ〳〵ふ月ゑ停止ゑ成ゑ後ゑ元年の事ゑゑゑ紀ゑゑ當地ゑ奇舞芸ゑ芸所の始りハ猿若勘三郎ゑ元和勘三郎ゑゑゑゑ初年ゑゑゑ伝ゑ〳〵ゑ當地ゑ繁昌ゑ月元和年中ゑ當地ゑ〳〵ゑ芝居ゑ

ゑ頭ふ〳〵ゑ知寛永元甲子年二月十九日ゑゑゑ天下泰平國家長久の内ゑ例ゑゑて中橋ゑゑゑ初ゑ奇舞妓芸ゑ居太鼓檜御免ゑゑゑ後中橋ハ御城近ゑゑゑ〳〵地ゑ新ゑ直芸ゑ居引移りゑゑ是ハ新宿町と

以上引之

祢宜町ハ長谷川町横町之と以て一派ニ今の人形町なりとも
云へり

又堺町ハ極て上堺町と云へハ今の葺屋町の事也昔ハ上中と二町ありし中
堺町を今の堺町之上堺町ハ猿若勘三郎村山又三郎と芝居二軒ある例に
ありて中堺町ハ和泉の助操又ハ小芝居のみにて上堺町程ハ賑ひ兼ぬる
より葺町となる同じく元禄の事なるに町内に続くの大芝居一軒ハ上中へと引けるに
此頼に上猿若と村山と蘭出来て勘三郎中堺町の蘭に夜寄り今の所へ
引移る

此時　堺町　名主ハ帯刀まて迎へ喜右衛門と云ひし由

此勘三郎と云へるハ元祖勘三郎猿若の名人なるを以てとなりて習ひたる
左猿若を名乗るを中村と云ふハ森名にて本名ハ三間氏まて家の紋ハ
抱沢潟之紋なるを用ひたりして角切角に銀杏を附る事ハ元祖勘三郎

二番目狂言芝居種中或夜の夢に木奥の方に銀杏の葉をの世鶴を
身にて富士の峯より勘三郎が近へ飛び下りしと夢見て此儀を依て
中橋にて芝居を建し時櫓幕に舞鶴を木戸幕には角切角に銀杏
を附しが　上ミ様御名の憚りありて舞鶴の紋所を止め櫓にも角切
角に銀杏を附る事となりぬ元祖勘三郎より当勘三郎まて十一代之

寛永年中
御城へ被為　召猿若を　御上覧ありて其褒金又の拍子木を頂戴す
依て今に伝はる之同寛永九壬申年伊豆国より阿武丸の御船入津の折
うかんと元祖勘三郎ハ金の麾を振り御船の舳先に立て船歌子舟唄の
音頭せしこの麾持伝へ宝とせしこや其後此船に又々向井将監様の
此麾を以て町中の者々に伝へ知る例を以て年始五節
句等に此れに居出せし之
　但市村森田あらまし勘三郎頭に従ひ年始に勤る之

文安元年辛卯年正月より二月迄之間
御城に於為　石法華経を勤る間六百貫文并に地金入裝束の衣裳頂戴之
又拙家より代々之也板の暦三十冊正月十八日江戸大火之砌若女類焼り後て普
請の間又月中旬を過迄久々寄宿一生涯の親類を訪んとも城内に居り家敷
なく誓願寺之門前も吉要の裝束を立家敷に成　勅願ふ達一恐き多
門裏に成為　正月三日の内楽屋を出る日脚大病に成り病中に成て殊ふ裝束の不
仕事なりと伊蔵の給角に成て家中一人別是なりて出勤
厳重に成ふ成り一きあまり迄初る三ツ柏紋の紋付き之羽織に成
そこの衣裳金糸と銀糸りて薄山吹の地紋にて仕り又勤之
郎一つを新発知に成と成て御仕事十二月迄勤る初年に成て無ぐる家を
新仕事仕度　天気よろ〳〵見るなれの心ふの時石と成名
を　勅宣ひ来り〳〵嘆ふ新有事に成り右の〳〵迄来〳〵衣裳給角と
ふ代〳〵伝ふ家と成に拙家なれ一つ出来〳〵為願る張り時石と
名付る事を親様に成又年中迄る衣裳之三柏紋の紋不を別家の紋
とすべきこの余り思を多き成る家を柏紋と成て是より家を柏紋と成て
拙家新首尾能同年九月四日廣〳〵て不出暫大変役三十四年に勤る治
元代代年死去
此後役者の始を紀る付勤三帝に三芝居の始めなれ元祖人を
家ふ顕を三芝居系図并体産人〳〵巨細の事ハ来る〳〵
一斉舞妓世界定〳〵事
拙世界定と成る事を類見世物言の発端なれ家初る紀に抑世界定
三芝居とする同日毎年九月十二日の発端なり〳〵寛永年中猿若勤三帝江戸に
一斉舞妓　御免有て中橋に初て芝居を建物言のお侯を極り〳〵八月十三更
迄すりして世間を市例と〳〵御座りて定日三帝〳〵拙世界を年の類
見世る拙産〳〵立役の産民女形の立者立作りの作去樂屋改名表法

元此人数并りを作者へ極め當顔見世の狂言作年紀平家物語任せ
日記又は新作の手本と狂言の趣向を極め或は維盛を抱へ結び下しやと相談
ある事也但金人数を定める事なし是を嘲初とも役々人ありて候ひて之而編
座頭役女形立者のハ春狂言の半分より来年の極めに付て手附金を渡し
座元之此度出席の座頭女形作者ハ兼而来年の手附金を渡し置てあるゆゑ
ありそれの役者ハ此度相談の上極める其余は有る事を相極め遣ハし置金
座方の役者を立てる事ハ此度金子方の立合ニ而相極めるものし此度座元
の宅芝居楽屋江ハ拍打を出し無座も同し相招き極める役者へ手附金
渡す證文を座元より取てわかしの御遠方よりも渡しまして右之通

手附證文の事

一　金何程

右金子之義は當何ノ十一月より来ル何ノ十月迄当座中芝居ニ而御勤可被成候ニ付
此度為手附金慥ニ請取申所実正也然上ハ無違変御勤可被下候壱ヶ年

給金之儀ハ別紙極書之通相定申候上ハ外芝居へ不及申田舎芝居
迄も御勤申間敷候為後日手附證文仍如件

年号　月日

誰　印

帳元　誰殿

右之類ハ年々相定之細此頃ハ来年分座へ極める立者女形相当之座の名
残り之而作事なとと勤る事なりむ上京の役者も同様ニ相招役者其外唯今方
浄瑠璃太夫なと入替りあまりて役者附の小絵ニかゝり出来ありて板行急く
事也此役者附ハ凡て六ヶ敷古来ハ座元帳元狂言作者ニ而小絵出来し事之
近年ハ時の座頭ゟ之の被見と相談して狂言いたしむつかしく成つり全体
此役者附の事を依頼する事ありしかね候べき事也十月十日前後ニ役者附を出す
事なりしが今は定りたる日限もなく十五六日頃ニ成事もあり先定期ニ初摺出
来の上板元より太夫元帳元へ内々ニ而差出し是を太夫元より役者中へ配り板
元よりも客人へ弘めて其後芝居町中へ賣出す也此日何方ニても一ツ時ニ

出を事にして拵えを強くかいなでしく殺りをするものも世に四方へ走り去り
悪く開発事をなす世俗者消をべ町出を行不法をなり出役人方町年寄組合
名を肝煎方へ捕えより差出を依て名枚程を拵えて役相とて事を
運ぶ為すよう又是を殺り出るものの江戸橋を通る時番所中を無理ふる
らく事を悪用なをしく出るものは役者附の出来上
らぬ前より粉を極拵えて流しく悪く相役者附出て後入替り役者 紋
着役芝居表へかゝる近年十月廿日より流行る事なり

嚊初て事

去る十月十七日之本名寄初（ヨリソ）と申之三座とも同日之座敷の
立役女形の座敷を始たてるのなるの役者八世話初と出席を拵ふ
出世と皆世話へ出るを者ふ事へ

但拵を作者筆役者初心のものの迷も出席をなり八中役者の敷を人
稲荷町の敷を人嚊子町の敷を人を家八出るなり

世話役者の迷らて仕切場の者達羽織ふて芝居定紋合羽の肩を箱提
灯を拵世て有へ役者の宅へ迷ふ役者の宅へ迷ふ役者の宅へ酒肴を出し世話
仕切場の者斗なれ八ふ見ふ為ふ拵ふ為ふ待ふて出るなるへ八ふ
の為ふ酒肴提所八事ふ為ふ出縄賣のもの出るなて有酒肴ふ用ふ役
者八ふ為ふ〜殺への役者箱提灯を作ふ拵世迷のもの二ふ役者座敷
の宅女形八女形の座敷の宅へ為ふ作ふ但し役者殺へ麻ふ女形八粉ふ
作ふ同二役目是八裏方上ふ筆役を羽織待ふて大概顔ハ麻ふ集ふ

私曰今の御ふ方迷き時を顔まふ事ふ有合ふの
事ふを書ふ者ふ

扇芝居より双方へ走ふ世有て座敷を出ふ芝居の檜ふて出合
合殺ありて一同ふ檜を作へて嵐市戸より入ふ市戸の内ふ懸元合ふ方
並居て殺へふを打ふ支より役者ふ殺ふ嵐へ上ふ敷元常内ふて二階へ上ふ
ふふ清蓋ふ殺へふ清蓋ふ上ふ敷元常内ふ二細面廣斗昆布出の式者列ふ白蓋ふ

寥拝盃[illegible]つけ　寛文元年若衆例より座敷寄人（北織待之座敷の
立役古来待北織彩色麻[illegible]下拵座敷を始別座女形も同じく座敷
美剛ある事なれ共心配なる細性云之作りハ檜三枚目の女敵の
沢山なる三枚目の作者も立役[illegible]枚目の内より居る[illegible]の上宮[illegible]
寛文元恵役者と盃事あり給吸物雑煮を出し那る改元上下共[illegible]て勤る
あり先寛文元立役の座敷に盃をさし[illegible]来年中義事[illegible]の接拶あり吏
ようさし[illegible]の盃の間雑子町の改赤座る出て小鯛ひを喝[illegible]て盃事彩
糸の役者先[illegible]ち[illegible]敵の通別[illegible]よりて古来のとのハ盃すて結[illegible]事
あり座敷の美[illegible]て牡言之作り直て中より出て帰より牡言[illegible]の
者待北織[illegible]皇の三[illegible]顔見世の大名額を載せてう[illegible]役者出る意
寛文元座敷に接拶[illegible]の来[illegible]向[illegible]右の大名額を積[illegible]る小書より大
名額小名額迄積[illegible]と二枚目の作者惣役者の役割を積むうハ[illegible]不
[illegible]て改元を相[illegible]て作者牡言の節を喝て是を惣役者[illegible]

事[illegible]役[illegible]敵を[illegible]て[illegible]と以て迄年[illegible]名角芸合迄[illegible]今八時
て役者[illegible]役[illegible]と衣装の事を作者より喝合[illegible]迄[illegible]事[illegible]て皆[illegible]待
北織[illegible]流皆列座[illegible]て[illegible]階出る接拶書の者給仕をする帳元仕切場接拶
出る袋意終て後座元若衆[illegible]文[illegible]の袋棒を抜て座中[illegible]拶[illegible]を當り
袋棒と以[illegible]舞[illegible]拾[illegible]を[illegible]て退散[illegible]是を顔見世牡言の始て
喝[illegible]て[illegible]迄役者芸[illegible]居かりの者一向牡言の振向を[illegible]
作者の法[illegible]を名額看板書[illegible]ても是より後の事[illegible]より十月
[illegible]日を[illegible]寄講[illegible]日入替り彩役者の分牡言作者中立役[illegible]
[illegible]迄役者板を出[illegible]の役者立年の役者ハ出[illegible]た者板よりも三人二人五
[illegible]の[illegible]不役[illegible]る　絆濃（コニヂヤウ）朱鍋[illegible]等の[illegible]あり絆濃を[illegible]事
[illegible]

中續立稽古趣さしひ

[illegible]役者板出る[illegible]中續[illegible]かるかよ[illegible]三階[illegible]て顔見世表牡言[illegible]

源氏物語の誓り国〻あり但一日の物語を通して續事〻あり又遠く
日をつぎてよむ事〻あるゆへ疎漏後者の誤無所有る
但類見せを待形識を脇を平脇之
物語作者正年を持出る筆後の者編る續き出る作者錯く作る幕を
自分ふ續之時を幕ふ動の後者を切編家後者る道具る小道具る
のかりのるの也切續を中の事之疎漏より二三枝目迄の後者不分あるもい
るの好む事〻あり御也とも多くいるの也事之まして主より末の後者い後
不足ふ事いあき事之物語續仕舞て一幕〻ふるを切時筆後の者書換
を錯るる後を事之

但書換の表紙之著を雅名書〻る切い実意之不分ある幕い書入て
源氏より書換を後を
也ふ稽古ふ事〻あり切續源氏物語を後る時を脇者稽古を
るる之筆後のるの正年を和居て千歳いる〻といひ又仕出猪人の下書

をよむ甚幕ふ出る後者書換を見て〻錯るのせり時をいひ合るる道具付
表紙付小道具付雅る付皆物語るより書換て後人但況の明るのあり是を
定の知る雅る方と為続て〻あり〻る多り千大小道具ふも志るけるのあり
表紙者ふ多換〻て世を引換るの為と皆作者と後者を合て表紙表方況
る之浄瑠璃の文句獨吟のかりを物語作者より作り後人長る不況の文
句〻雅る所の立三味線作を志る三も物語るかる〻る不作又を換る為
等を作者作て浄瑠璃連中来りてかる浄瑠璃ふ出る後者ふり付作者
ふて振付い明りを換て後者〻教る不作事ふ同様之教渾を中後者の
内ふ教渾師といるものありて立物同士〻ふても或を只人語文人語の仕ぶ
教渾ふても換て立者〻後を但大力ふひき語烈者自合或をつる合其
外志つるふるどふる事を次中換て〻後く〻まるある立るのより只人語文
語ふても紅梅編伴ふど換て出を事之又近者の不作或を大不作出雅
るふても志付を志付の表と廟を雅るの人数〻ミテの後者より換〻

老そこ扨是る立稽古といふ事あり是迄なりてせり始年をいひ今世
立稽古するを辞書の座通みして男女も結髪もすること又を沢る付
立といふ時は一人ゝ衣装は行小道具は行出端人の唱物行と作者四年を扨
ていふ衣装方小道具方る帳を以て是を付立そ後ゝ好を要合をること
唱物の雅る所の既付ゝそこ扨所る狂言方して拍子を入ること扨出沢ふ扨
きこひこと是を初日の前日より稽古場にて衣装りてをる通り
唱物の入を調ふる潔て唯かゝをうけぬと衣装を是ること小道具をも
始年之辞書にて書物を筆後のとれ書て出を又仕をの小道具は是書て
仕て見る事もあり者ゝ対面始紫其外あるきゝ孫拍子物りてを
別る稽古ゝて為さこひの時ふいを為事ゝ

但此時ひきのあるものを三階ゝ見物を出うゝ近来法人是を見こゝろ
て所ゝの云きよりいひ迄是る沢四ゝ三階墨込あふ事ゝ

顔見世の事 附 前三番叟式の事

十月廿日比顔見世狂言番附を出を但入替り役者付の時る稽古事あり先
番付を常ふる町出を沢所ゝ是ゝる事ゝ同廿五日比大名顔看板を出し但顔
見世の看板をを飛ゝものあと花四ふたる事ゝ迄て櫓看板不殘出る
是日限ゝ同廿ゝ廿日比ゝ殊の外いそがゝ大道具方を新装
ありて大道具立をあらゝ看板方は結師ゝ是り小道具方を頼を能て
小細工る衣装方を深物の飛ゝ幕是るる役者の合せ是ゝ日限ゝ
間あき方中ゝかゝの云ふる事あき事ゝ
中通りゝて三階ゝ居る役者の分を衣装を構ひ者ゝ稲荷町ゝて立役の
者ゝを座元より衣装を渡を事ゝ又三階の役者立役敵役ゝて女方を動
る役ありゝ又踊ゝ所を動ふ所を化方ゝの変化ゝの外所細切り所を四て
踊り者ゝ多ゝ是ゝて是類を飛る事あまゝ引板ゝて出彩る衣装方より
渡を者ゝ外花衣装ゝて所ゝわり来ゝ程ゝ十月晦日ゝ迄ゝ
居ゝ外第の面役者の彩ゝ提灯を出を外表通り彩通近茶屋ゝの彩ふかさ

正月のおわり或ハ若衆より積物樽蒸籠引幕小幕を贈れる事筆に
尽しがたし役者の家々にハ今度の狂言に着る衣裳を飾らせ座敷へかざり
燭台を灯らね神酒鏡餅を供へ酒肴を設けて客人を饗応を催す所を
芝居茶屋のもの家々にも雑煮餅を祝ふ事元日の如し此夜若衆中役者
の門に集て目出度を祝ふ連中といふ口上書など読ぐための当場の者
鈴かけりて役者の門口に待請る此手打連中夜更て皆芝居切落へ出て
声色をきく木戸前より群集の人々山の如く押合て七ツ時頃より木戸前にて云
立の文を上ケ狂言の名題役人替名を読立終りて文をきく仕切場より蓋
を取て渡し蓋の内の花片ならね書文をわらハし楽屋ハ稽古役者入の大さわぎ
役者が勝をつゞけるを識る顔見世の祝ひなりけるにて一番太鼓ハ夜八ツ時頃之

顔見世や　一番太鼓　二番鶏　　古人　常化

二番太鼓を打て夜も明るなりといひ居る人々を追出し式三番幕を引て掛ひ請ぬ
其中に二宝へ神酒鏡餅をかざりたる大樽へ大きなる弓張角形ありを下げる是を吊

弓張と以ふ此時表にて切落し札を売出し木戸口にて幕を上ケ見物を呼込む
扨式三番十一月朔日従之是を翁渡しと以ふ其夫より三ケ日の間別火物忌して
勤る三日ニハ是を稲荷町の若衆是を勤る芝居木戸前へ立者役者の紋付たる
大挑灯を大幟に並へ切落しの上にも惣役者の紋と名を書たる提灯をならべ
立る是ハ役者の方より芝居へ是を進ずる例の上下桟敷も茶屋しより九
提灯をならべる此事顔見世斗りに扨櫓三枚目の立女形より木戸の上の入口へ
羽織とはりて贈りの目録を出すなり扇も出し花を両々の紋付にしてまで
ある藤を結りて贈りを六七尺への長サ之竹を包みわら俵の上にて結ひ此外
送り込の当場のもの々仕着せ草履袋等をおくる此当場ハ表方より
着る物まで雑々を雑と二人ツゝ付る又弁当の後見をする若衆に紋付の小
袖麻上下楽屋番道具衣装方抔にも紋付の仕着せを出すなりかり役者の
女形などハ髪結床などへも紋付の布蒲団をおくる事あり定りたし
尤是ハ顔見世のみに限らず近年ハ大入仕合などの時ハ常にもある事なり

先表立てうへ顔見せと題して教見世を孝元役者中より外に組こまして立つ
者の顔見世の書信を反きりたる事に相違月朝日初日大概を番目迄
二番目を一日二日もうて出を初日を町内よりも皆見物たるべし金の源りる次第
まて初りまて初日狂言幕〳〵る仕切場大勢つまうて楽屋〳〵祝儀る
るを孝元より二番目の出〳〵るを日もを幕毎るなの〳〵他顔見せるかきりに
又顔見世初日上下掛変る孝元立ちの役者悦元大の楽屋或を表立る金
るの名言を書〳〵れをりる是を芝居より絶をるを必夫る限りる事
出るに初日二日の内を何内或を役者の妻ちど掛資を貰て見物たるべし
てを仕切場〳〵も楽屋〳〵も客間と吟れを出に番目十二日の芝居出て後孝元
の色て春狂言の世界定まり出座席たるとの顔見世世界定の通りに
當り振舞と吟事あり楽屋まて悪役者狂言る雛子町浄瑠璃孝元皆
立ての出〳〵合まて大振舞有事出〳〵迄是い顔見世まに事まて中役
者の改世話をして義事に成〳〵ちり客を孝元若孝元悦元仕切場の奥役

の者ちど吟ぶちり仕切場うるも酒肴鰹節ちど楽屋〳〵進物たるを
顔弁紙の口をりとて茶屋の亭を仕切場の若者を又を雛子町の者ちど役者の
衣装をうるを借顔を拵るその狂言の門を三幕三幕ちど素人狂言をたるを
せり役ちどる遠初の鳥ありて〳〵西白き事を右終て悪役者袴羽織ちて
座付立主元若孝元出座敷弁紙の口を有て出に口迄る役者中孝元悦元
茶屋座敷の宅〳〵祝儀るより給〳〵る歌たるべきうふ事を教見世の事あり〳〵
形の〳〵出弁紙の口を事とも有きをもたるうれい是を有きる

仕初春狂言の事

正月朝日仕初番を三番叟ありて孝元若孝元勤る顔見世の〳〵右御て弁春
〔屋敷薄縁を敷て屋敷の〳〵〕孝元若孝元薄縁の上悪役者芝並居る座敷
〔進を五年改祝儀日を述改る春狂言の大名顔小名顔役人名を三宝る載持
出て座敷の前〳〵亟座敷大名顔小名顔を横次る役新をよむ吋たるべ曽我十郎る
雅とるべを役者改をりる皆〳〵初の〳〵横終てる依制ちるるの踊三五番

もあり

制外の只制外とのみ云ふは子山猪のたぐひまで町内の子供屋より三人づつ
出役みて新見屋へ出役願へとあるとあり入用の付き是をきく役者の中地方
もとも改元産所の制のかたをもて彩八名付〳〵を書海子と書き得之新番
る使屋より出る この子供頭の事も十月十七日朝初の日蓋の内みも酒初
そなわる事〳〵

そもそも若き役者なと行う新作なるを一すじ出る事もありて終日但蓋蓋
る大きなる殿隣をこぞり色三番叟若衆の是を引事〳〵梅春嵐赤戸一牡丹
額と役割を書てる行燈を出を幡市（来ル十五日ようこの所に孔を出を昔八
正月二日始り〳〵ゞ今も大なる十五日に續て春牡丹大名頭看板を出し
此日役者皆年礼に出る春牡丹言ふより辻番板一枚掛を所〳〵辻〳〵髪結床
なと〳〵芝居より〳〵ぞる但初日より五日迄の客礼は看板の所にて礼
顔見せ世話役者附を辻新りまもること

也て辻番板賣出し顔見世役者附の通りあり

芝居年中行事

正月元日往初の事も前の記を同年五日近年の初日に二月初午源牡丹の初是
京大坂ともに初午芝居ともに江戸の蔵納の牡丹のめ〳〵素人交りの牡丹ある
より江戸にも操芝居麗麗座座ともあれとも大芝居ともに此事
なしとて樂屋中寄て稲荷の祭り甚賑〳〵しく樂屋にて因樂を焚酒肴の
仕付きて是味噌を付ると此事を忘てなり二月十五日を中村座にて芝居
根元曽我の日とて一生中事なき祝事に三月三日新牡丹に稽る去曽我牡丹
二番目に是を三の幕とて此幕と牡丹を始めて是牡丹を二の幕とまた
此幕を三の幕とて此月新日初日に新牡丹初日に五月五日新牡丹幕目に五月
廿八日曽我祭り〳〵此始り是牡丹幕辞別ようなる〳〵打續て大當りの附を中古
まて樂屋に於て祭禮を為し祝ひ〳〵ぶ今も曽我
牡丹を為て樂屋にて酒肴を設し祝ひ〳〵ぶ今も曽我
牡丹を為て樂屋にて酒肴を設し祝ひ〳〵ぶ又指別の大當り出て打續き

たる所を例年曽我の両社の神輿　仕切場より鎮護して引き出し連縄をも
神前にて粉々の紙物を作り　其花飾りある事なり　仕切場の入口にも注連縄
の大幟を建かざり物の絵紙表裏にてげ　神輿を留場
にかき奉り　早出　芝居の拍子たる人々を作り法螺貝ほら吹の伊達衣
装の蝶とみの子を深山　ささぶ或を結ぶる振ひの手拭を肩又を肩る
かたをて花出　初りとのもの　て東西の花道より出る迎長唄
まてもぐ先頭　花笠頭　小の大頭　りあり　花立役女形とも　皆一様のもて為る姿
まて義経　出る　出る　経て後大勢　弟　拍子の見立物言　俄茶番物　義経
等　ありて　面白事　たこ　る　の所　拍子物　ありを　義経
物　始　る　富士　六年　市村座　ふ　春物言　大名頼梅　若君　二番目　曽我　弟大
頭　三口酒盛　分り　男女　芝居頭　二番目　舞　亀花　二日　舞　て
おちよ　まを　情　義経　浮橋　大當り　歩　て　大人男　特場　首途　ゆ　頭を
出　市松　亀花　菊五郎　助五郎　廣沢　の　大人　大評判　廣沢　敷　切り

を同菊五郎　鯉の掛物　掛出　水仕合　中幕　大勢　大勢陣　建の分　大評判
出て　右の二番　曽我の物　甚年の　月　迎通　て　鳥　せり　物　前代未聞の大
當り　見物　人神の神　ふ　ひ　事　有　て　今迄　樂
物　物　る神事　の時　始　て　義経　神　の大頭　義
を始　り　出る　當　て　弟　義　て　神事　を　事　ある
出る　の　あれ　花　花　義　て　神事　を　事　ぬ
物　事　人の　家　為　都　花　日　毎
盛　者の　芝居　の　曽　大造
門表裏　を　雅　大形　出　芝居
芝　芝居　の　曽　の　模　物　ふ　て　構　月　中旬
より　角　作　古　者　芝　年　物　月　作　事　切　編
人　市川　初　芝　角　中　作　今　一　の　作　迎　角　芝　と
物　事　り　室　芝　作　芝　作　芝　若　中　芝　の　小　芝　り　鳥　物　芝　鳥

を要れにして踊のかたちある事也七月十五日盆狂言の初日也九月九日よりる登
り役者名残狂言なとゝて踊を出し夫より顔見世の日をまつ秋楽と云定
なし夫より狂言嶋をみて座頭ば出て来年も下後楽屋にて来年の
役者其頃より他へ出る役者名題定を一禮の盃事あるよし也九月十二日顔
見世の世界定之称して十月十六日此日より十七日替初の足揃をなす仕切場
場揃番の人〻羽織袴にて足る十月十七日新初称し十八日番附板下より出
かる廿日三座惣座紋看板出る廿五日大名題看板出る続て櫓下袖看板
小名題式三番の顔附看板役割共に出る中村座にては猿若狂言の人形を
仕切場より前かざり座元三座とも三番叟の人形也廿九日新狂言番附茶屋配り晦日
夜深き内より江戸中へ番附賣出し三座の競ひいはんかたなし霜月朔日顔見
世狂言初日にて晦日夜八ッ時より太夫元若太夫舞台へ出三番叟終りて人々又
替る毎正七ッ時より前狂言ワキ狂言色子子役大勢の大踊目出度終りて
新狂言顔見せ始る十二日春狂言世界定之是顔見せの世界定同様之十二月

十月之十二二十三日のころ之　顔見せめで度納る事之

鳴物合方名目大概の事

鳴物合方の事は騒ぎ事一筆に書しがたし流の合方と云ふは前にも記せし
ごとく役者離子方お能して物ぬる事も静かなるも哀なるもいまた論ぜず
太鼓入（大ばこ小ばこ入る之）其外の入（其笛など入るを云）なと役者立役中両極りなし又かぶせるを
云事あり（鳴物一通りある上へ外の拍子入る事あるを云）かりると云ふ事あり（引込むところなどの鳴物を若衆の出る用ひるを云事）其外
流し。きざみ〳〵。うすめる。なとぶ〳〵其く迷ひ道ありいろ〳〵ありて終

一　天王立　　笛　太鼓　大小
　　出御揚障子とのまへ幕明其外公家の出端なと色く

一　本神楽　　笛　太鼓　大小
　　強盗の張本藪の中宗徒なと切破りをどき時

一　宮神楽　　笛　太鼓　テレツク〳〵
　　神前なとの幕明神事の時用ゆ

一 岩戸神樂 笛 太鼓
對面盃の時又太鼓びのことのあるど

一 通り神樂 篠笛 大太鼓 小太鼓
春斗室ヨリ用ル大神樂の如燈松ぐり有て門禮者の燈ヨリ用ル

一 早神樂 笛 大太鼓

一 ひり葉 笛 太鼓 大小
三味せん入もあり公家の引廻しに用ル色々又ありり葉とゆふもあり

一 大拍子 大太鼓 大拍子
神樂殿あるとあり三味せん入もあり

一 白囃子 大小入

一 肥前芸 三味せん入 ばくみ 太鼓
太鼓〻打又先角力或は奴三人水を打幕ひらるとゆ用ル振て一名あり打こゝ
お殿様地搗あるとゆ用ル

一 祝詞 ばくみ大小 又物芸の合方
神職行者あるとゆ用ル

一 音樂 笛 ひちりき 太鼓
天人あるとゆ用ル

一 管絃 二ちり 拍子 太鼓
鎧向大寺あるとゆ用ル

一 樂 三ひり 拍子 太鼓
上ゆ同〻の合お語ゆ用ル隆盛する時〻

一 ばくかけ つゝみ大小 拍子
花道より見物〻ゆ〻又あるとゆ用ル

一 禪の法とゆ 太鼓 木魚
禪ぞゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ用ル

一 おこゝ 拍子 太鼓 大太鼓

やとんぐりまてあり出

一 とんとんもり　三味せん　大太鼓

一名さとき茶屋場の幕明出囃子など

一 さうだ　念仏踊　大太鼓　ジヤン〳〵

たてる用ゐる事多し

一 常念仏　立うちの後ゝ

ゑん中屋敷などゝる用ゐ

一 寂寞　如元　大太鼓

幽霊などの出囃

一 唐楽　笙　えちりき　大太鼓

化物などのる時

一 心お弱〳〵　笛お弱〳〵　波の音　風の吉　大太鼓

あも場化ものの出る用ゐ波風の吉を常ふもあり

一 ぬ先り　三味せん　大太鼓　きりうる

屋形船などゝ事りおうきたてゝ用ゐ女人男の出る用ゐ

一 篠入あり　三味せん　笛角元

切抜書屋事あるを出る事る用ゐ

一 遠寄　大太鼓　どら　貝

一 菖西念仏　如元　大太鼓　三味せん

一 三保神楽　如元　大太鼓

對面の事る事あり

一 對面三重　中村座　市村座

一 早三重　うをひ三重　忍ひ三重

一 行列三重

右いつれも人の知る所之通三重なり延引ゝ

一 打込　是より二番目もしまりうるさぎの合方出の鳴物にもなる
一 辻打　六方の出端
一 松虫　化ものゝ合方
一 うれい三重　二間のつなぎに用ゆ
一 あやめ
一 わさき丹前あやす踊り
一 かけ入　狂女の出なと
一 和讃　讃ることかくしさらぞと唄ふ時は和讃之
一 らんちよ　狐踊るとき
一 大鼓謡　上使の出立廣間なとの出仕ニ用
一 とひよ　鳥の音
一 片しやぎり　是にて引込む事に用ゆ又かくしさくらの時太鼓鳴入
一 楊弓の合方　カチリドン
一 琴の六段　助六のたてに用ゆる也六段に限る近来おさらの岩屋のたてに用ゆ
一 さゞづき　傾城男達などの出端
一 さわぎ　たゝのの提灯吉原月夜なと
一 深川さわぎ
一 みだれ　太鼓入
一 テンツヽ　ぢゞだゝなどの出端
一 ちんが　尺八入　又笛ぶえ入
一 雷の音　大座と日覆にて大太鼓を打合せる又六尺棒を縄にてゆるく結び板の上をころがし又四寸木六角の車壱寸一ツ輪へ大きなる角ごとの縄出てつるし右車へ打あてる也
一 鉄砲の音　舞台のうし緩にて板の間を強く打也又竹鉄砲にても有る
一 蛙のこゑ　赤貝を合せるなり
一 鶯　郭公　雀　蜩（ヒグラシ）　鶴　諸虫音

いつきとも筒をてもる

一 馬 猫 犬 いつきとも梅若町の若衆声色をきく

一 樟脳火 瓶火之小屋奥方みてもる

一 焼酎火 きくとも四る幽霊の火

一 煙硝火 鉄砲大筒又ハ幽霊の前後ニ用ル

三階桜ノ婦座並饗夢師の事附饗宿同の事

一 饗宿ハ婦ハ三階の中ハ三ツの板のうちり表座と同様ニ座敷ハ板間ハ例常ハ中級者の座敷ハ板の間ハ
を敷ハ居ることのハ難ハ人〳〵ハ板間ハ例常ハ中級者の座敷ハ三階ハ座敷の立級ハ二板間
境座敷を表ハて表ハ中級者を板の間ハ三階ハ座敷の立級ハ二板間
或ハ客座の級ハ立者ハ相中中級者皆〳〵席を定ハ〳〵名札張てあり立者ハ
饗夢師中働き或人ハ中通りのハ八一ハ饗結あり〳〵ハ〳〵を付て
ハ〳〵ハ衣裳を表ハ付ハ座敷より中通迄ハ衣裳ハ内ハ衣裳付有りて
幕毎ハ衣裳を付ハ表ハ中二階ハ女形ハ表ハ〳〵ハ仕切ありて衣裳を表ハ

ハ下通りの事ハかハ〳〵師ハ表ハ表ハ有り絶加級の付ハ衣裳付の者表せる
加級とハ立級の女形ハ除女形の立級ハ除を除ハ
板饗夢師の内ハ座敷の女形ハ除〳〵ハ〳〵師ハ芸親と除て表ハ
事ハて無ハ〳〵師の世話級ハ除ハ板人とハ立級の座敷ハ除ハ〳〵師ハ
皆ハ者の支配ハ芸親とハ〳〵ハ座敷の女形ハ表ハ〳〵ハ師ハ
饗夢の事ハ〳〵

一 百日 能の役又ハ色ハて表ハ表ハ〳〵ハ板掛ひ有ハ表ハ有り

一 ろんで 仁井弾正ハ表ハ文明智光秀ハ有ハ

一 ぼつと せん 百ハ有ハ百日

一 逆髪 長髪ハ表ハ九郎ハ有ハ

一 ろうざけ奴 一 だもぐんつ込 一 大矢ちぐ

一 大百日 一 ハ有で 一 せい態百日

一 平九郎ぐん 一 おまぐの 一 ぬきぐん

一 きりかぶ
一 せんだい
一 ゑ〜ゝハ
一 鯨 髭
一 立 髪 丹茶
一 うま ゑげ 名花茶
一 合せ ゑん
一 さゝの葉せん
一 油さゝり
一 やぶ〜
一 いぶし
一 わるゝ
一 白髪ぢんだう
一 親王 形 髭
一 矢ぢり 富士忠信 ホ丁目四
一 ぢゝと百日
一 ちちまん
一 出〜油 桃京
一 車の百日
一 針うるのチリ〜
一 糸の〜ゑ
一 ちきあき
一 わるゝ葉せん
一 せハ ゑん
一 ゑの死 一名ちがハ 大ゝゝハ
一 他葉 ゑん
一 〜ゑ 法眼の類
一 ゝゝ さん
一 長 髭 意休
一 車 ゑん かち付ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ付 月四
一 ヤ ゑで
一 いゝ 葉
一 まゝ ゑ 地髭の中かゝ
一 ゑ ゑ 髭 恵ゑげ
一 ちんゝ ゑ
一 やゝ〜ゝ ゝ
一 ひゝ ゑげ
一 ヤゲゝ
一 俗 心
一 針 打
一 ゑ ゑ げ
一 ゑ 油 ゑげ
一 かゝ ゑ
一 奴 ゑげ
一 みゝ ゑ 葉せん
一 かゝ ゑゝ
一 ぶんきん
一 鶴田 ゝゝし
一 ヤの葉ゝ 光
一 奴 鶴田
一 ゑゝ ゝみ
一 前 髪
一 角力 前 髪
一 ゝゝ げ
一 白髪 こゝ 髭 白ゝすゝ ゝり
一 さゝき
一 せハ ゑげ 三ッ 髭
一 ゝり ず
一 土佐 ゑげ

一 撰之庫　一 せうとまるまげ
一 さゝはと　一 地ぢくん
一 志のふ　一 之庫
一 まうご掃　一 巻立
一 志女世ケ殿ぶ事ゆゑより檀〻好あり又仕りけるものあるとありてを〻
かつらのかをを地ぶ〻ゆゑ〻〻いふを以て後篇に記す〻〻

一 三ッぢと
一 丸まげ
一 上巻
一 わいぐ

屏どりの大概

一 節ぐ屏　一 まぐ屏
一 ま ぐ屏　顔のあるをまぐすると
　　手げ結あるとあり
一 むきと　一 一ッぢん
一 不動　一 就神
一 狸　一 般若

一 猿ぐ屏　勢ぶ
一 蒲団
一 鬼栄
一 弾丸
一 化身もの

さかおもゆるでし後篇にあるべきなり

樂屋想能の事

樂屋階子の下の向一段ゆゑ不を改屋座とゆふ世ゆゑ世ゆゑ二楷間
作者居ゆゑ外の者登ゆゑ事あゆゑ他座敷の立役用事あるを登ゆゑ又ゆゑ
若実ゆゑと樂屋〻赤ゆゑ付ハ世ゆゑ座敷世ゆゑを改屋席をあづゆゑ座の者〻
腰をゆけ居ゆゑを狂言ゆゑ筆ゆゑの者〻三階ゆゑごめゆゑ二階中二階〻事方
使〻ゆゑ用ゆゑ後れあり

楽ゆゑ初ゆゑのある女中世ケ勇ゆゑ人ゆゑの事ゆゑあると稀ゆゑ三階近と
ゆゑ事あり掃ゆゑて塵をまき結めゆゑ

和改屋座ゆゑて後者狂言ゆゑ出ゆゑ侍大小及ゆゑのゆゑ殘改ゆゑ座敷の立役ゆゑとゆゑ
拵投斗ゆゑて海ゆゑ事もあり世ケ殿ゆゑ事ゆゑ又ゆゑ後者の化粧
代ゆゑ〻ゆゑ三度又ゆゑ改屋結屋ゆゑて紅粉を海ゆゑ中二階女形ゆゑ事ゆゑてゆゑ
友改ゆゑ後ゆゑ又ゆゑ白粉ゆゑ白粉を小道具ゆゑより
出ケ外のゆゑ〻ゆゑ事ゆゑ後者の方ゆゑてゆゑ〻紅粉ゆゑ事ゆゑ改ゆゑ海ゆゑ他

紅粉のりとて赤くうるほしたる紅形代場減あり仕切場へ用事
ありて使をたづねるに名札を細くれ紙に切り用向を書付て改所中の
押切刷をして出る但郷屋敷より見物の客を改る新てはたづねを其事
一客壱人　改所　新書て出る

一大道具新屋敷義屋のうしろ通り幕引を改りて幕毎にかくり付る
大道具そなりの仕切場支配をする
小道具新屋敷より牡丹の小道具は場より引合せ幕毎に改る座敷に拵を座敷
荒事ならば稲荷町雛子町を郷屋敷の右例よりあり稲荷の宮あるゆへ小道具
役者をおやの若い元ゆへ雛子町を唱ふ三味せん長唄の人数居る大概稲荷
町十人雛子町十三人ゆへ定なきもの今は場減あり稲荷町の改幕毎に口
出る立場の後見も大ゆへ若い元の内りて雛と定りて出る義屋の老い
ものにて物を配るもの類又は里雲雀ゆへ若い元出て居る市村座も
むかしは老ひものゆへ小道具ばかりして居る

一市村座も稲荷の宮雛子町まありて稲荷町まある是中改
芝居類焼の時稲荷の所の元中は宮を拵ものを事をもちろん雛子町の
ものの拵ものゆへ宮一方の拵ものゆへ宮ばかり拵ものゆへ
あまりて名目を若い元のものをやとうゆへ町と唱ふ
湯殿の郷屋の入口あり流入水入ばかり紅粉の外を用とゆへ定書張てあり
ちまたの風呂入事もいろいろ紅粉白粉ばかりそれ流風呂と
唱へ風呂書と唱へるの付書を桐書を湯殿の前にあり女形を風呂へ入
思ふたらんして新屋敷へ湯をもらひ風呂書の役
家ごとの髪結所を稲荷町の元髪を結ふ也出雛子の付を一町の
者ばかりもあり
郷屋敷へ入口に書て大勢書の者あり是中も改出役あり役者も今は出
出入をもちる
郷屋書二人又は三人ありいそがしき役へ郷屋の炭薪一切の事をする世界

役者の出使をもつて幕毎よりかりくゝ
穴書部屋極の下のをりゝせりゆ〜がん〜ゝ乗〜切定さ〜〜ゝるものゝと
まゝ道を掃除〜かんてゝをとゝ〜蔵を出いる〜用ひり
蝋燭をり大道具方りて勤る
窓書部屋御楽屋の部屋のゝ下のまゝの時ゝ
をりの者をゆく行程と時殺掛を仕切場より法元ゆくの所想人数〜割渡を
樊楼といふを部屋ゝそゝ鼻紙ゐん〜せゝたどんたどこを外ゆく掛るもの
代ゝ楽屋の所仕切場より渡る
掛ゝまゝ樊楼を部屋斗の樊楼ゝ今解樊楼と時ゝ芝居一ゆの一角を時ゝ
ゐゝてけりゐ〜部屋の樊楼をゐ及ゆ紅移白移蝋燭立殺法をり
の殺掛ひ中食行ゐ小屋具方うけ流〜ゝの一切合せて一百大概金十ゐゝ是ゝ〜〜
あゞきばいう程入のゐき芝居りても具時ゝ大まゝ慣ゝ始一統の仕合ゝ
合ゐゐ方〜ゝ御楽御同ゐど振向ておゝ事ゐ具時ゝ〜ゝを思ばゆゝゝ合渡し

も出来芝居をりの者も夫相意のゐまゝ〜ゐゐりごの掛ゆゝても地代
ゝゆ部ゐ拾ゐをかゐる事ゝ板地代も具時ゝ〜ゝをゝ事ゝ樊楼の
事極秘ゐまゝども就ゝ
立殺（タテ）とゆり座敷の立役女形の座敷ゆ武人より外ゐ〜ゆゝゐ銀貨文ツ仕切
場より渡を事是いゝ用ゐ座敷武人の口ゝ樊楼の代ゐゝ〜給人今の外ゝゐ
ゝ座役者のゐ不ようりて立殺増減ありゆゝ銀貨文ツ永ゐゐゐ方人海老蔵
斗りゝ
業ゐふ立殺ハ今座敷の立役二枚目三枚目あゐゐゝ女形ゐゝ座近ハ出を事
ゐりゐ大きゐ増減ゐり銀貨文程と部文ゆ書ゐゐハ殺ゐゐゝ〜三行屋
市紅ゐゐゝも三貫人余ゆ貫程ゐゐゐる沙法ゐり女形を立殺金斗と人ゝゐり
路考巨撰ゐゐとハ三貫人余ゆ貫迄〜ゝ永ゐゐゐ〜〜ゐのゐゐゐ〜事ゐり
大舞の立役の座敷ハ銀貨人余三貫ゝゐゐ面二三枚目ゐゐゐ役者ゐり
具ゆ事ゐゐりゆ枚目役ゐゐゐ芝居人さく座敷招ゐゐゐ〜ゐ役去ゐれぞ

遠方之産物出と書て之者一月のふち豆腐當年介化孫代送り遠の
入用かとて為之事と之者を大概豆腐屋十人余不二十人若後ハ
多くしき事と存の役者いと稼をきして後出勤する事と
御る秘をぐし

之ものの役者毒蕈ありて之遠産おあをぐ樂屋中へ蕈多切を振舞ふ事と
是を福ひとて　芝居の洗　そばれと紙の端書あり拙れを取出て稼
る世ひてるとの勝るよき付を扨をそばを取ると中食おどり
表より能を蕈麦を出すとも扨れを用ゆ玉蒟そばを稼と以ゆ猪と或
よりと如何の程言の時毒蕈ありてきてうんどん若うどの胖天を新ふ拙
は蕈麦屋福ひとり出を事と又樂屋を豆腐と以あり是い事元より樊
出ひとをとるむうしい汁と菜をを付ることを今ハ既をうと中通り以下
皆人食べ芝居を不首尾ありて引過てを之やめと以を拙いを事と

一　浮猫程　麦　ワキ　三味せん　上瀬子

右富士連山を登津連山あり是ハ中二階の以ると以屋を役の内
きて

一　河東節　一中節　半太夫
右の内河東ハ連山とをたのとてかてこをを為ると為お言とて素屋とて科程ふと
是ハ寧ふる事のようと

一　義太夫節
浮猫程牡丹の付きて是をちよぶ猪りといを略してちうぶといふ世り時と
文句の境へ松ふる赤紙と青紙とを以て印を付る為の為と

一　大薩摩　太夫節　加紀ハ
是ふを雛子所うと呼ひの内りてをる事と

一　素物　器賀（ヨッデ　カガ）
右ハ以ふ賀をいふり所の役と素物の六人ハ表の役尚テ着板を衣装方より
出ひ

一　大猿狐狸

右大猿きつね狐狸を稲荷町の役馬を大道具番と樂屋番の役なりしが
此時を表の役者なりしを又せり出し
階段あるゆえ皆表の役者と大道具のるゆえ表の役者なる
せり出しハシヤナシてまくはてんハ宇人りてかつぎとる是を主人せりもの
時えがんどうハたくハ二重舞台のこまで為度見えるゆえ二重舞台ひらし
役の方へ引ちりくをと板橋よりとる藪たるをよそ行るもある西口仕うけ
三階段あるとせりこるすを一番上を小ク拍子ハ
舞台を九く揺出ハ裏のこの車を沢山なる仕掛時若をもらして舞台の見
る様をうけ役くらりて引道具引舞台押出ハ
狐火の事をかんてとかをを舞台先へ幕引の役者道をまを書より勤
をを弱上ケとをを車或を舞台とて役者を弱とる事を車引の時平あるを
又振出ハとかハ狐の木松の木あとを大拍子仕をあり是人の上る事を是
るものあと登る事なり拍子を拍子を拍子出ハ樂屋の方へ拍子
役者の為を拍子木きつけををとかを事を幕毎に樂屋にて出
せとかハ初めて二ツ半を舞台の後具かをり分出事をを二階へもをを
二家目のををせりて幕ハるをるを役者階ををりて舞台を揺幕をを
三家目のををを舞台の出るを出家目舞台にて出ハ出るを役
拍子木をとかを出るを是より幕ハの拍子木をきつけとかハ伊達簾のをを
ハをを道具替りあるを出をかハ又引ハ幕の時續ケ出を出を繋ツナ
木とかハ事ハて拍子木を略ハて木を五ツかハ出ハ出ハ出ハ出ハ出ハ
幕ハの時ををりて出ハ出ハ出ハ出ハ出ハ幕際も是を同ハ
一番目大猿の木出ハの木皆拍子あるを事をて狐狸筆役の者の役
木の形通例のかハくりて先の方脇及を是ハ方を整をを新を拍
ハとかハ事ハり幕毎に出を三者ハの為を幕の間をて出ハ稲荷町の
役を世話を遠入をを役者を出世ともを世ハ上使出仕伊入今様もをまり

あとうぶ是皆同〻世幕の間まを呼ぶを酒りが酒ぐと云て人あり得り
あり又幕と呼ぶを入盃て素〻対幕の間まして小さ敷を二ツ并ごとに有ぶまぐらと
う呼ぶ迎まんと志敷まを敷まとうぶ又志敷を敷まとうぶ志敷を敷まとうぶ
見物の間まを宿より用事ありて居る者志きざを対改る〻軽めばいあり所〻書付
をもりて渡れ急用と呼ぶ〻但牡丹宮中の時を塗板〻ごゆんりすとうき意者
の大程〻うけ〻新道の茶屋を見物より役屋方あごゆ通ひ〻せを対改る
（呼ぶ改るより樂屋〻呼ぶ茶屋より礼り酒者をきた事〻立者の役者
西の下揚屋〻揚幕迄ゆ〻ゆ〻の間帽先を押ふ如一番志敷を敷
〻方をもの方ものの志敷を敷まして打止ゆまを樂屋まして切幕ゆ〻やギり
ともヤギルとも呼ぶ〻

樂屋法度書并衣裳義〻事

芝居法度書〻階ゆ張〻あり左のとを

完

一 先年ゆ

御公儀様ゆ 御役ゆ通牡丹役者義屋義衣裳をふ及ゆ平生〻衣裳
義〻中を〻ゆ通結油麻布〻介ゆ法度〻ゆ一切芝居用ゆ〻事

但寛政元酉年町人男女共衣類ゆ限ゆ毛織〻ゆ絹〻用ゆ仕様〻御
其外花美〻義を〻拵要細ゆ解も有〻ゆ〻ゆ〻ゆ都を度おを役者共
平生ゆ万端ゆ慎ゆ正ゆ為ゆ〻拵ゆ〻ゆ家業等困ゆ〻出精ゆ勤ゆ事

一 牡丹役者居宅堺町葺屋町木挽町ゆ限芝居ゆ〻ゆ

一 女方野郎ゆ〻ゆ〻ゆ右ゆ〻ゆ他ゆ一切ゆ出ゆ中ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ

但女方親類病気或〻ゆ〻ゆ病気ゆ湯治ゆ為ゆ他国ゆ義ハ前〻ゆ限
ゆ中ゆ賞人并座元改役ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ
役他国ゆ〻ゆ�

一 抱ニ而役者男女申合相果候後仕入申候補ニ而享保八卯年中触書有之候間堅相守
可申候 世上之風俗ニ拘り不宜候ニ付役者共以後堅致間敷候事

一 役者共並ニ芝居之義夕七ツ時限り打仕舞可申 暮夜明り燈ニ而も火之元不宜候ニ付猶
風聞も有之候ニ付別而大切相守可申事

但芝居打出し後楽屋ニ而も寄合等致候ハゝ火之元大切相守
可申事

一 芝居楽屋ニ而も地並之諸道具一切用ひ申間敷候尤楽屋表ニとも二十付
候共別而心得可申事

前書之條々急度相守此旨堅相心得可申候 以上

寛政九巳年十月　　太夫元

世ヶ所ニ而役者共役頭の控書又者宮芝居田舎役者共出来候ニ付て左右ニ而相触候節ハ
右之者共申付候事 是ゟ行之事解ニ而も相済し候

芝居衣裳定書

一 直垂　一 大口　一 ゆかた　一 ちやけん　一 さしぬき
一 十二ひとへ　一 緋の袴　一 狩衣　一 十徳　一 法眼袴
一 素袍　一 麻上下　一 陣羽織　一 仕丁　一 胴丸
一 にてん　一 具甲　一 ちよ肩　一 股引　一 合羽
一 襦袢　一 きやはん　一 三尺手拭　一 ちはや　一 おいずる
一 ふきぬき　一 ちらし　一 襟巻　一 うちかけ　一 かるさん
一 仕立物　一 軍兵　一 頭巾　一 志きん　一 衣加裟
一 たすき　一 芝居之羽織袴　一 泥入　一 水入　一 化生物

右之外ニ而法衣之衣裳一切出不申候 以上

太夫元

右之通り書付衣裳装束ニ限り候ある之処役者の様風ふよりし此節も差
より出来候ものありといへども皆以相止メ不准ず又中村座ニても合羽馬乗袴を
芝居市村座ニても笠之又女形より着流を勤立役より女形を勤候節も前々
より以来加役ニて衣裳相済候とも皆芝居より出る事ニとて相衣裳

花と以て楽屋の役者の後ろ階子の所にある役者幕毎に役を表
装束にあり衣装着せの者など居る処此所にて仕立人人の附る楽
屋の事ども多し彼の如く程隔てるゆへ後篇に出す書文認る事なら
ら戯場通の前書にも記したまへり

舞臺拵飾の事

一 舞臺正面破風造りを昔より有し此方へ成る 古来より中頃まで何時あり
しゆへ鼓を以て能舞臺の如く有しが中古より名残とて今の通りなる
破風を後は幕を掛る元祖明石清より初る事を以ての事にて正面破風の様さ
に飾のおしまりへ今る様のなり破風造りのものにて舞台に神を勧請し
て後役者ども往昔の通りなる事なり

一 三間の事　舞臺三間と建る事は昔を二間の間に柱四本を
建て之を破風造　御免の後大名柱と名附此所を鏡の間と以て見物を控
のしと以て後の板を鏡板と以て松梅を画きて則能舞臺をかたどる

一 花道　ちょうがりとも以て横巾一間余長サ極りあれども今を略して
巾三尺余長サ定めなし直へちょうがりの前きに見物の人々立かきの役者
出入の道を設て送る役者拍手する道を助の為に落と以
其後を巾狭くして左右に升を設て手摺の拵ある場を結ひしとそや

一 引幕　舞臺の正面横にあり引幕を揚し引張る定め附を本の方を
縫り並べ京大坂の幕は布目を横に縫合せるものなり江戸にては布
目を竪に縫合せる之顔見せ春狂言などの時を之の連中より以後仕
出しの進物幕を常とす中村座を組柿白の三色市村座と森田町を組柿
緑の三色を用る幕引と以て之ものありて勤る

一 附拍子　以ケともカゲとも以て多くは幕引より出て勤る役者出入立廻り
の時拍子本とて板の間をたたき是拍子に合せる

一 揚幕　切幕とも以て花道の出入口にかかる花色地に白く座元の定紋
を染る 揚幕の役者人あり是を大名奥番の支配り之東の揚幕を

常ふいなり　入用の時を東の小桟敷のませを仕け出入をする是い桟敷番
のかりと

一　臆病口　切落蓋小屋の方を仕て左之方三間遠く京大坂之江戸の採
屋の落蓋と云とく〳〵大〳〵いたす也入口の方より後て左方を仕江戸
いかや屋の方を入口と仕

一　大信板　見附板　切落蓋九の方の板を見附板と仕右の方を大信板と
仕此板をすると一番目の出番の小名題をかる也〳〵板をうけ並〳〵又
かすりをけて紅葉桟敷板おとしの花をしたはるかる事あり

一　二重落蓋　切落蓋の上又二重落蓋を拵へる左之如く名付る也
ヤタイ　ヤタイ　ヤタイのたるかる切落蓋九く拵てあること

一　落蓋番　間狂の後て一幕より或人様ワ出るを落蓋番のかる
居て見物さるべき付制をする後こう後の方驗うき所を楽
屋番制をする

桟敷名目大概の事

東西上桟敷落蓋の方より八間を円拵ると仕此円二ツの幕の円と蓋
の買直段一八銀拵ル二ハ三拵ル八近三拵ル九より六間の間を古文
と仕ハ仕ル　古文平と仕ル六ツ有り古文の日近三十文古文の文より平の
一近三十目平の上ル六ツ廿ル文ハ桟敷蓋の方ル八間を円羽翼蓋
仕ル直段上桟敷と同〳〵但幕の円一ハ廿ル二ハ廿ル文と仕ル九より六間の方を
外羽翼蓋と仕ル一ル日近三拵ル文ハ廿ル文を沢拵ると仕ル東ハ古近
あり廿ル文ハ世円拵幕の例を六名と仕ル直段を同〳〵入ケの行ると〳〵すて
直段ハ下ハ行ル文きみや心桟敷番と仕ルものありて是を別段に桟敷番
ハ文文の名代表向の役義設ル事　ハ名の事も拵る後ハ名前
前出間直段廿ル文ハ有り書て文ハ市村座ハ迎来ハ名前ハ拵
を付毛氏をうけ三十ル文ハ賣ハ東の方ハ名前より乾道の際近八例ハ蓋
番場より中の方ハ十三ハ有り十三目のハ方を切名前と仕ル切蓋入ハ

古同の七八の系にて十一より十三迄の円形にて昔の蓋陵より中の
ろの出りの際迄にて切落して古同書と以ふるの是を割腹をよ掘出西の
上の幕際より立掘こうるあり図にある通り西の方花瓶の紋
古同の割殘を切くことにて掘幕のあり先も未のおくみあり花瓶の
西の方に古同とする二例あり幕際の際西の方切落して表を絲を
以て幕際の方を掘出といふ次を中井を設をあり出市と以ふおくるの先を外
の三角の紋と以て蓋陵の東の方切落して表を松と以ふ松の一枝の二と
明に蓋際に古同の前に一遍に居たを両度と云中の弓い花瓶ようり
東くに行の四つの例と是迄も合て古同あり中の弓間墻の際に墻あり
金ろの居れて二階四に掘出を行紋と以ふ中紋中紋の名あり東を一と
て十同死あり羅漢蓋い蓋の蓋のうに表を表を表ことに
本掘町にて羅漢蓋あり一日に見物と以ふい蓋の蓋のうに表印蓋の方
抑合て居を以ふて掘出にて通天神樂堂二室古同あり事經

名を略す

表の方掘出の事

抑墻を芝居表例西面にて廣を備け蓋元定紋を深彫にあり幕
を手西面を定紋九を九の中にあり九の紋を表の割書に蓋元
の名を記を本紋名を墻を敷西月元日霜月朔日にて雖の方の四分の表紋
に廣にて表を為て表に三蓋元に同一古例を表掘る秘伝あるに墻人
の紋に不為を表に芝居隨一の物を宝に紋を又掘の秘説あるを悟事
多き者を表を墻下板三枚合せて中央にて蓋元の名を古の二枚に立者
分の女形の名を記を表る女形の蓋元を墻三枚の大立者と以ふを

一

嵐吉三郎　入谷の名に言ふ所を表る那名附中に昔より置く表に異
抑合に嵐のとくにみて名を以て又ふ屋見物あり表を以て二説を表る
紋に云ふ世吉三郎抑手の細紋中村座陽蓋の市村座蓋紋の系譜始に
明治にあり中しが享和二戌年の名普陸奥表蓋紋に宮を掘書と以ふ者

て木戸出入口の左右ニ居る之一日替りに勤む 但し 仕切場と唱ふる所 木戸の側札賣
場之木戸右左の方桟敷出入口より右楽側に楽屋のかゝりある所を云 此所ニ
て切落し札賣切の札を出す 此当場ハ是先見物の請ぎ之此者庭の内に立番
の役者の附人等出る所のあり 桟敷番場番皆此所にて扱ふ 当場を二階と
いふことにあり

一 帳元 芝居万事引請元〆大役之仕方なり 是れハ芝居を興行致す萬
事之委細を承る者也

一 奥帳場 奥役とも唱へ金の方 并 役者給金太夫元奥小屋奥表装方
及び名題より此者に付働くもの帳元と唱えて十人斗りある之

一 仕切場の平 皆帳場より札書勘定役看板書其外多くあり

一 聲番 出番を賣り内より出る之役者の出端人所作の支度の間に知らせる
出番之火縄賣る 揚幕の際に座して居る火縄の扱て見物の入込を量る

一 名きせると唱ふ

一 東の口と云ふ場に桟敷並びの番あり木戸より入る所あり 拍子木を打ち引き上げて
幕切しヤギリと偶に木戸中大概立上り同音にアリヤヽヽヽとかけ
聲番扉を開き隣の芝居の方を招く事ありしが今ハ絶て此事なし
又讀立とて大名題小名題役割を讀む 是をきくに云萬に世ありておかしく
面白き事也 是を藝者とて別に抱へ置く事也 昼八ツ時より下切乃狂言幕
明よりしヤギリを打まで木戸の正面にて台を据へ二人にて讀みてゐる
ありしハ新しく新狂言の前座の顔見世狂言の初日替り目ヽある事也

一 顔見世の時と唱ふる事あり 春狂言斗りの顔見世入れと唱ふる事ある
よし 木戸の側に長き竿を立て三人乃至人より揃の衣装にて長き竿に
揃して提灯を二重にして此の上にて思ひ之扉を開き顔見世ヽり顔
見世ありヽヽと大声にてまねきヽヽ

一 呼込 俗に呼込といふ之所にて此より表にて呼び居て往来の人を
さそひ見物させる之 合羽の羽織の傘のお寺のと目印を付ける二文(スベ)之

うあど以て鶴飼（カクシコトバ）あり又先づ以て表の後面にはさとの事と高知方にて大道具の仕ぶりなり

芝居割符並敷陣太刀打名目の事

敷て芝居者座元より源氏座元にて赤れあり五ツ目にされを失ひたらば其三科猿五百文出さる札を押て新あり西山番不并火方盗賊改出さる所遊廓出さる芝居者石捕る時出れを鎧櫛る出さと髪れの形を割形表上の方の座元定紋ある中村と樣る認む三座名る同紋書る名形を出さる響屋口と書く拵ちの名和を認さる出割符を敷て大切なる事と

さて又敷陣太刀打の事は別を以て後篇に出さと思ひ

ぶ先あらまを爰ふたらす

敷陣の名目

一 ゑ馬　一 大ちり　一 むかぎだ　一 腹きだ

一 横きだ　一 きだ　一 入麻腰　一 ちごとちり

一 ちつちり　一 二ツぐり　一 つけぐり　一 逆立

一 板立　一 そそび落　一 狗ちり　一 ゑ造

一 猿ぐり　一 ちとぐり　一 ちるもどん　一 発鉄

一 ふちそぐり　一 死人ぐり　一 ちるもき　一 水車

一 一ツとぐり　一 仕ぬき

あらまを形のごとく為て中ぐりの事をきざと以て芝居を以て

せぐれぞあきらめぐる

太刀打名目

一 天地　一 文七　一 やもき　一 切分　一 ちり天地

右の外あらまを以てちらちらくとぐ

茶屋の大概並方言（カクシコトバ）の事

表大茶屋堀町十九軒蓋屋町十軒赤提灯七軒小茶屋堀町十文軒蓋屋

町十七軒あり堀町小茶屋八軒蓋屋町十文同百文軒蓋屋蓋屋町十文軒

をも百文又水茶屋と申すもの堺町二十八軒蔵屋敷十七軒あり古来慣
ども取事あるに依て堺町の茶屋の事と遊名紀氏〳〵郷屋敷名所名
き代町茶屋十六軒あり之を申す扨茶屋のうち〳〵ことをあら伸左記

一 大ぬけ　六拾四文の事
一 小ぬけ　七拾弐文の事
一 三の字　金壱分の事
一 あら油　銀弐拾匁の事
一 ちゑり　寸出し の事
一 南部　水の事 塩抜又ハ酒くるる附あと申ス
一 めうら　砂糖の事
一 砂糖　塩の事
一 久松　湯を小買るもの事
一 砂利　米の事

一 星技持　壱分弐百文の事
一 大角　百三拾弐文
一 小角　百拾六文

芸者ものうち〳〵云業

一 ちゑりん玉　ゆるもの事
一 のんた郎　見物を入て孫をもて迎るもの事を申す
一 ぢんぐら　あぶら虫の事 又油とも申
一 虎の子　見物をたゞ〳〵まく事
一 うちき　ぬををもる事
一 うるや撥　物を手拭ふもの事
一 あんもう　うみ元の事
一 さやあて　さしのゆる事
一 ちゑる　馬麻の事

一 こでり　　賃を重く事
一 てんてん　　あるせん仕様のあき事
一 ゐつてん　　強のあき事
一 いてぎき　　出来のあしき事
一 あてゑ　　物を買て強をやらを借る事
世外種々ありつゝを記す

戯場新話　巻下

役者給金渡一方の事　附　芸居奥役金高の事

毎年十月十七日芸初め出席をする極て役者へ附の印を給金の内金を渡を悔え方ゝて金を出来而物集より書てもつゝき日之役者給金一ヶ年極八分之八ヶ年金三百両の役者あるを八三分の割ゝて顔見せる金百両渡一残金弐百両ゝ来年ゝ渡一一番目番ゝと積りゝゝものゝ三百両の役者顔見せる渡し百両ゝ三度ゝ渡を先ゝる附金三箱ゝ十月廿日芸初め到番ゝ同時ゝ渡ゝ右の極ゝて中役者難ゝ方ゝ近同極之芸初め日出席の役者斗金ゝを渡一中役者ゝ渡ゝ又芸居奥役金ゝ元積顔見せゝ来ル十月迄を到番ゝと見て子時ゝ役者疫病ゝ事ゝ大概ゝヶ年金七ゝ位円印ゝ積り大中人ゝ金を手始て奥役の百金ゝ渡ゝ到番ゝて八ゝ五ゝ三ゝ一ゝものゝ花新見せ大人ゝ九十五兵ゝ渡ゝものゝて三ヶ年の間三割り大人ゝ金ゝ積ゝ金ゝ渡ゝ

仕合不仕合定めなく〳〵芝居をして大金を損をする人もあれば
定りなく年〳〵大金儲もする人もあれば又仕
方なき拙者数十年人ケ所も出来さる〳〵人もあり二朱芝居を以ても
の出入の法なりい潤なる勘定に合るものあるまゝ
なと運の善悪ありまゝ
らで利潤もなるべき大繁昌の合金を多く利潤多千兩に合ぶる
先一年ゟ去年の見積なるべきに不足合なり尤給金ゟ多の焼ゟして
七ケ年の間新狂言の稽古同道具之看板義経記芝居地代ゟ九ケ所と見
積総合金七ケ所之世二分一金或ゟ三百五拾金を顔見せの拵ゟして残金
ゟ百七拾五拾金ハ本年中ゟ毎月拵と云ふ別金九百三拾五拾金ゟ家板
芝居年番ゟ拵数九或百ゟの積ゟ通拵ひ切動定ゟ毎月分の拵を
ゟをうけて拵ゟ年後者ゟ人ゟ事ゟ渡合のゟ多ゟて拵ゟ
板ゟ芝居年入金ゟの額ゟて日〳〵ゟ上ゟ多ゟ顔見せ三十日と

見切一日ゟ〳〵入金ゟ拾五拾五三十日入金ゟ八百五拾五月十五日ゟ二月晦日迄一ケ
ゟひ迄日数九五十日顔見せゟ同様拵別ゟ引ゟ事ゟ一日金ゟ十五ケ年始〳〵
金或ゟ五月五日ゟ六月五日ゟ六月五日ゟ近奥州日数三十日一拵ゟ八世ゟ文ゟ上ゟ
ゟ一日金三十五と見積金九百五拾七月末日ゟ八月晦日迄日数ゟ十日一日ゟ上ゟ
金ゟ五拾五ゟて金ゟ六百五拾九月九日ゟ十月十日ゟ近奥州日数三十日一日人金
三拾五ゟて金九百五拾九月の一拵ゟ昔ゟ居ゟの役者と外座ゟの役者
ゟの差別ありて居ゟゟの〳〵ゟ外出ゟゟ七ゟ迄と
ゟ不〳〵て拵ゟ右ゟ〳〵ゟ年金七ゟ五ゟゟて年の振合八月分の
ゟゟゟ有て法ゟ不ゟゟ六ゟ五ゟの上ゟゟゟ国之九仕入金奥ゟの日ゟ上ゟ
ゟゟゟゟ年〳〵て見ゟ付て金七ゟ五ゟの芝居ゟて拵ゟ金内場ゟ見て金
八百金ゟとゟゟ切帳奥ゟ日ゟの角又ゟ隙付ゟあまゟど九ゟゟ通ゟ定或ゟゟ
ゟ役者ゟ芝ゟ年金三百五拾金ゟ九月九月の拵ゟ年始ゟゟ時ゟ正味或百
ゟ拵五日ゟあゟゟゟ又三度ゟゟ入ゟゟ遠ゟゟ〳〵中村座ゟ再奥後

新規普請して間口も廣く甚だ立派なる家作にて同伯爵屋敷の所を次本拠所
（青屋敷所なり）狭く素人目にも見苦しき迄に見物の入り方いろいろ感ずる
事なれども死人帳元の如きよりして拵別を遂て事之是なる金を方の
者なる帳元い第屋又を芝居をのみなどいわゝ以て

帳元大役なる事消革田初九の事

帳元と以くるを芝居恵を死人なりて芝居一式の皇族之吉凶を稼ぎ生者を
筆中根の玄蕃寺老りて勤為〜四人相を中る撰〜より迎来いたなる
玄蕃寺の上芝居内不安事内なるとの見なる之一新芝居一式門稼
万事如何を拵く面外して座元人合もも及ぶ藏より旅巡業上も
なきわゝの身なるもとも如見い芝居一及皆を為して巡を怖がる
身なる如なる座元中の人金の事いりとも帳元さ業知なるべ出方中
今より為と業事帳元組せと古事元より感を付る如なるとい芝
居の大金を出事の事感なる人の位を大変元よりしべき帳元

を為く引替金なるなるも働く者あるべ人相なる不構をものを帳元と
なる元万端面締いく芝居との都なる仕成不宜是も程く決金を
（き事なる芝居玄蕃内玄蕃寺の帳元なるどいをなるを立なるの
面なるなる事も行なべき入要者を生人なる拵べ知なるの三座元
芝居とのなる者い帳元ふ感と思なるものいなるいさんなる也て
方変なるて中人金なるの思い付いなるて不勤なる真仕の中金を
の本なるき拵万事心を用なるなるせんとするなる事屋の
思いく行く第屋の法なるなるの人金なるのなるいく双方能拵る斗
事也く公記元年の事なるる未年の中旬内〜を消金の心越九月なる
なりて座組も業十二月の世界なる三程十月十日芳初なる感と迎金戈
元して御家初役者付方に級肩拵芝居額越肩拵る也を為海中なる
なり賜者八金を方元限りなる日方ことなるなる迎なるき也苦すん金なるを
拵く金を出せ鶴のこなるを為なる侍して一番右龍を寺迎近のなるみ金を

とても十人〳〵十色夫〳〵の家風より合せて如何ようにもそこなはれおとしをもつて和〳〵のまとを動かすべきことなり一屋一家の主人出世して老を養ひ家をよく夫婦に習ひ出世を勤めるべきものを見びされるなわるくものハ世間にき事なくんハ主程に成べき事を知つ是を推量するに〳〵終身をもちろんより出世をスキおとる事なりて古来より出世を勤めて金銀を貯へ過て樂むなりしものなり〳〵孫〳〵も譲〳〵もなどそなへ〳〵いつき世間の人の眞似の口〳〵毎日まのあたり業屋より貢〳〵も接客ちろを割合を是も依怙贔屓なきなりて扱仕切掛〳〵浩法のこのようなる家を取り又を出入の沙汰なれば目を付なるべきなれば目を角をたて万事を沙の意角大勢の的ふかてあまり〳〵事大なるなれば一新芝居をいろりのハ役者の外給人並一取者をなり〳〵口〳〵出入の浪世人郎右衛門役人程の内貸殘銀をもの〳〵幕に髪結家銀袋を出を眞ふかホ十はみ人をそなへハ皆を給方見物人の入方の事に付ハ〳〵沙のわる事を後〳〵を終るものの

いつもを結ふ家を張元をもつて〳〵を程〳〵を見て出し浪世人をお為業を取續〳〵拾ふ目ごろ〳〵もなり〳〵を結金をもつて〳〵金の割勘を一日のようなる人〳〵の者〳〵も〳〵人金をとて金を取る事あり金をもつて〳〵の割して納方をもつて〳〵金方納る新古の差別ありて中〳〵六ヶ敷ありて一日のようなるを〳〵捌義を方波を為用を法掛方の出り不足金を方ようハ割合の大小をして是又ふ是をよき拾るいし沢又或時ハ見物の喧嘩騒動近所の耳ふつるを事なり〳〵〳〵敷〳〵小敷の九ッ時ハ五ッ時ハ五先拍子休息と思ふ間なるや茶屋より出前の撥茶同の為をつて家元〳〵結ふけ為を結掛方を為まく扱程〳〵て人を挿し扱ひの撥茶割ふこうる撥茶上下六十間余行をもよく〳〵き場所ハ二十又ちろるからでハなきを茶屋ハ秋帳を宮大事とよき場所を手ふ事なれども依怙なく双方平和を割付る事大入の形なるどハ出割をる枕を辟〳〵程の心苦なりさて御割方も出来ハ〳〵を休りんと思ふ所〳〵立後方まさハ金を

役者なども多く彩の扮装ゲジヤウ[illegible]を[illegible]三座とも悪
所にて迷惑なる事[illegible]今迄[illegible]立風[illegible]て別段[illegible]又別世界を事[illegible]
家の[illegible]又古今変動無[illegible]果筆を振ひ[illegible]ぐせんとおもふ事[illegible]此時
究竟[illegible]て外のうち悪元[illegible]を隠[illegible]掛変悪を別元の役人悪元[illegible]
別場[illegible]て悪面を[illegible]ま進[illegible]い行番[illegible]と[illegible]番[illegible]
善悪[illegible]て宮[illegible]り狂[illegible]悪きて理屈をのべて別元の者[illegible]暗[illegible]
を撰合[illegible]悪[illegible]押合[illegible]牡[illegible]ハ[illegible]迄も見物[illegible]
[illegible]て[illegible]宮[illegible]り狂[illegible]を[illegible]あ[illegible]洞[illegible]中[illegible]幕[illegible]の
狂[illegible]本績て[illegible]の[illegible]見[illegible]ハ[illegible]も空場[illegible]の善悪も[illegible]あ[illegible]事
[illegible]も[illegible]き[illegible]せ[illegible]な[illegible]も同[illegible][illegible]見物人[illegible]居[illegible][illegible]を見て
悪元[illegible]て仕切場[illegible]後[illegible]役を和[illegible]見[illegible]芝居[illegible]の[illegible]
[illegible]づ[illegible]金銀[illegible]見[illegible]て浦[illegible]も[illegible]人[illegible]も
中[illegible]の事[illegible]て[illegible]九年十年勤[illegible]の[illegible]が

夫[illegible]世[illegible]よく[illegible]も大[illegible]座元も悪元[illegible]威光を[illegible]せ[illegible]座元迄年
座元[illegible]り悪元の威を[illegible]かり又悪元勤[illegible]老[illegible]元来[illegible]更[illegible]人[illegible]の
[illegible]ひ役[illegible]我を[illegible]者[illegible]役[illegible]長[illegible]金[illegible]の思ひ[illegible]行[illegible]芝居
も大勢の[illegible]合家業[illegible]癖[illegible]の[illegible]人[illegible]贔屓[illegible]
[illegible]の[illegible]事[illegible]人[illegible][illegible]人を[illegible]芝[illegible]人の[illegible]悪を[illegible]
又座元[illegible]ひ[illegible]を今の[illegible]於[illegible]役を習ひて座元[illegible]の[illegible]を迷[illegible]
悪元の[illegible]を[illegible]せ[illegible]の[illegible]あり[illegible]の[illegible]元の[illegible]事
[illegible]を[illegible]年[illegible]角芝居[illegible]家[illegible]芝居[illegible]人[illegible]り[illegible]芝居[illegible]
て[illegible]人家業の[illegible]事[illegible]座元[illegible][illegible]欲[illegible]き事[illegible]
年[illegible]町森田座の悪元[illegible]平田初九[illegible]の若年の[illegible]荒
[illegible]血[illegible]せ[illegible]身[illegible]て車[illegible]郎と異[illegible]見せ[illegible]者[illegible]風を
森田座の[illegible]芝居[illegible]役者の声色[illegible]
[illegible]ご一度芝居[illegible]悪元[illegible]運[illegible]

金子の用ひ方にて長崎に出張の帳元と成て三年間奥州を去候ひて
年勤めしが久しく勤る後ろ髪を思ひ行年来顔見せの座敷
をして引後へ譲らんと申掛置く後者お続いて引渡金の渡し方首
尾能給文を授て座元へ申出病身なる故勤難く成を見定権兵
衛と云へる帳元を譲りし時に月十三日の初九日給金を始座元仕切場惣筆を
始集め惣筆の料理を出し相庶の間に後者給金を附渡文を書せ為る三
方を出し引後へ譲りし子兵庶のうけ取軍配書扇を画ぐ其上
又照らして軍配渡の日　初九
相手方を渡所にて分給金中日数里を石牌を建せり是迄代の帳元
にて今より出を渡る功成名遂て身退くの為なり此まかる人物も
あらんやいまだ帳元に芸所にて隠の室役申くもつうき後之

仕切場の事

仕切場とは大勢きらぶやうに出来て居る無所三座とも座元の名代にて給金
此ものもあり尤奥州さへ出来おそ出の事いあるとも中に一通りとも
勤りこなすものにて如何うしに出て宜しき報きものの之報年来勤則しものは彼是こうし引なるとも新参ものは
渡方来ならずして出居る今く見くしものにて鶴く斗りく書人間こうに面白渡
世と見るも是程なしもなく仕切場の中みな隠くこうに不来こうに
役行りて手段なるこうに拵なる迄辛抱をなば兼て方渡世する為なるものと
手中なる新参なるこうに能人まるものもの引を出る書古参なるこうに
役者ものの行り免角金の働き方出る方出世なるこうに
昔は仕切男とて人形もお遊の上相書等用出来るものなる孫ぞ出る事
又渡方の渡世方相事なる為て報年勤て年寄
し者は指別新参なる年寄は者なる為せ〜とあり更に引替今は年寄等年
の義別なく仕切場の風そこ〜中こうに見方番同結乃有結拵なるこうに初の
商賣と思ひ方なる後〜こうに人もありしこと相又仕切場の代の

内ニ當番と云ふ事あり是ハ帳元の下役ニて時〻帳元の名代を勤るなり
むつかしき役ニて芝居の前り向きむつかしき時ハ帳元を病気ニして万事ハ
立物〻なる此中より帳元ニも成るなり仕切場の中央ニ居り諸
あり又當番の役ハ日〻此番ニ帳元同様桟敷の面桟代金の集め方ニ而
又ハ立者役者を二三人宛ニ引請給金の受取方此役ニて取扱ふ是等ハ重〻なる
ある事也

芝居口〻差別の事

芝居口〻と云ふ事ハ仕切場木戸揚場桟敷表勘定又ハ賣らせる揚場楽
屋口りとありて先仕切場ハ万事の取締方なり木戸
揚場桟敷番表方とも云ふ也左口〻と唱ふるなり楽屋より芝居ハ木
戸番ニて万事世話せし是帳元の事を木戸番世話人といひ居るとなり
木戸番の役ハ毎朝狂言ニ始まるより木戸口へ詰て一番太鼓三番叟より声
をあけ一幕毎ニも之を?ける抑一番目の大詰ハいひ立と云ふ事なり

勤る（此役者ニなし）また木戸番の中ニ日〻順番ニて木戸入口へ口番とて壱人宛出て
中の間又ハ一幕ごとの見物を入るゝハ木戸留ニ限りたる事ニてかゝる時の渡世有
り切端木戸の者と一幕の見物より外ハ入る事成らぬといふ事ハなく年
久しく勤居るものハ劇場も多くあるなり是ハ桟敷方切落方へ案
内なし渡世ある也何事の口〻を勤るものニても劇場の定なくてハ渡世
又ハ成らぬ也又揚場ハ見物の内酒狂人喧嘩口論等の立役役者等見を
据む是も日〻保鎮を立と云ふ事なき也客なくてハ難立積りの之様に
の役ニ舞臺番ニ出る（此役者ニ当るを）其外顔見せ入替り十月十七日より初の芸ニ出之
御し役者を其座へ送り届る事揚場の役之千芸羽織袴を着して出
送る役者ハ立者小頭たる事三座とも同様之増又立ものゝ一人ニ揚場一人宛差添
役者楽屋より花道へ出る時桟敷裏の人を除ケ早替りの時なとなくてなら
ぬ事なり外芝居の役者共役者ニも此口より勤る也役〻を割付
るものを役割と云ふ是は小頭の下役ニて小頭ニも成るべきものともいふ此外切落

しれのよりも切落見物の入方ニ種々あり昔と違ひ切落ハおかゝの事成當
場も昔程ハ入も無之理なるは昔より多きハいつれる事ニや此儘を勤るも
のハ若き者也事を荒く成しまる猶更又中楼酒の芸なれどもまた好る
うちと見えより一新芝居出入も昔より同じ人親子兄弟を出し無定りニて
其外咄外なの宮芝居又ハ盛り場見世物芝張の芝居ニ出しものハ三度
ニ添係なる事之此は本口番と以てく申し取番ニ者人まて勤る事ニて見物
人の當筆又ハ無銭のでんがうを押留彼是有痛人ニ出来の者ハ此口番の者ニ
有となる之此者共も定りて得ぬ銭給金と以てなし行状の事をして渡世ニ
なるやと疑ふ人もあるへし同ふ之衣類を荒らさず始めなくして居るハ行の
種々ニ限あるべき事ならし今もいらしくてなし推て知る處し扨又桟敷
番昔々は斯側り凡十文六人ありてハおかりしもいつの頃から戯場定人ニ成より
此役を用向多き事ニて中まも打芸芝居仕掛の仕役人桟方賞ふの芸を
為桐ニ至し一万事大切ニ以成し上桟敷ニ仕入の事なれ此役ゟ大切ニ与するる是

まも小頭役當と以てものありて夫々申合ある之申し遠方使祝義示祝義の
名代又芝居様を中も用事ある成書割まて申し小頭方へ請る事ニ相芳物
ハいふる及まで行事の芳人合ありても給仕人まて桟口より出る此ものも劇場の宮
なる其ハ相續等年々替りて出續くものも多くなし芝居定りを以て桟敷
壱間ニ付一間の賃切百文割切落し又も壱る札结桟敷札拾本ハ十六文割之壱き
大入の時なと言る所あるへしなまとも夫ゟ詰見物ニ限る桟敷壱間ニ行程大
入ニても無限上る事なしびおの通例の例様ニてハ渡世なる様ニきる年古
く勤るものハ実も多く其頭請ニて相續事ニや表中なと以ふ者も出て
申し早朝より出て看板を出し其出し仕舞文役々ての遠方使金等の
送り其外役中の事を勤め又ハ狂言の時馬年ニ成せり出し是り及奥がん
どうの申侍ひ狂言前ニ荷物の持運びニ種々勤る是まも小頭役當を以ての
有てまく申有る之此勤方三度ニ宛遠へども大概前の如し此ものども家業
ハ申し表ニ立ち継来の人ををもめ引廻是を仕切と以て向編一幕見又ハ泛

し向正面あと札銭の場所をもうめむ切場と同じくもつまる事なれども田
舎ものなどハ指別の札銭をもとめ居候ものハ迷惑さもとるもあり是ハ
ハ仕切場より吟味して急度戒める事の由又半為ものの者ハ一幕見の者
銭をとるとて是もかりの別りして中々渡世ふかるべき事なるべし見物人
を仕切る事もかりそかハ色々隙ありてお為ものを書ものを言を幕々ゆゑ
相又きせるを以ハ火縄賣の事ハ中々是も山狩場當ありしかの場と以ふを
狩者の出遣人ハ声をかけ浄瑠璃ハ狩者を参るそかハ
道具ものハ役者之渡世ハ切場見物と同れ法の見物ハ火縄を賣ハ是も
宜しかるべきの別を取るそかハ別段の宮ありてお為家業ものを又四合
ものを見物をもき所ハ別段先ハ所ハ見物ハ此ものを
渡世をもの相樂屋を勤るものハ役者ハ相樂屋ハ
小細工方ハ四ハ仕切場ハ役銭を取そかハ樂屋ハ番ハ所ハ者の
八年久敷勤ものハ功ものを以ハ番ハ世ハ遠年を慶の者ものの勤ハ
代として勤ハ事之芝樂屋定番と以ものの方ハ是ハ役銭取の用まて
の用事を是ハ中ハ渡所番牡丹会仲中も樂屋の番人ハ相衣役方ハ
ものの年久敷勤ものハ役者ハ役者渡方ハ役者
如ハ来ハ見ハ事之旦又新牡丹ハ銭の役牡丹の筋を男子役の衣役立
者加役の衣役ハ役者ハ役者ハ役者ハ役者ハ合役極ものを功去の入
役ものハ役者ハ幕ハ出役者ハ幕近
相運ハ役ハ行ものハ役者ハ又引抜の役方泥人の役方
書ものハ役ハ中ハ役者を改の物の品役失ものを紙ハ物事
相小屋具ものハ是役ハ入用の品差ものを又ものを紙地を殊ハ物ものを
ものハ役者ハ仕切場ハ定番ハ是ハ表働の役ものを年中定番之又番と以
ものハ仕切場の小屋用を違役ものを仕切場の用向意役ものを違役ものを
中村座ハ若イ元と以ハ市村座ものハ遣ものを森田座ものハ遣ものを
ものハ慣元仕切場の小屋ものを役銭を取之仕切場の用ものを場表方

なぜに役者をとも昔と違ひ今は切落しなどと云ふ役は名斗りにて同じく昔は帳元と別作にて今は同業と云ふものなくして万事元締書と云ふ物ばかりにて金を使ふ昔と違ひ芝居もの同様に諸流に自分勝手に引きいでしき事なれども世代なれば是非なき事ども

楽屋改元の事

楽屋なるべき所なる居所を構へて居元を改元と云ふ是は芝居ものとして大切の役なれども元代を勤る人物定外の高給を与へる役者を改の為より役者に成て万事を司る役人なれば大変元の中なる節う行きかし由緒ある古老の役者を改元とも書して楽屋一式の定例を勤るものなれども勤らぬ人物にて無用のもの二階三階へ上げぞ新文見物の女中などへ出して上ざる事にして無分義なる拵万事を改めて役者へ渡す白紙の類を勝手役者へ渡す例の不分別を

役行事のような古法をもって出来り浄瑠璃の時代に浄瑠璃名類役人数名大夫三味線の中にて又役者病身の時に改元人を改め中村座座元座座へ達し名代を出す事彼是とむつかしき役儀なる依て人物を撰び定る事古法に倣ひ今は所作役病弾へ自分楽屋の取締り役儀事を座元の役儀なれども自分を座元と引連て座元の改元とも云ふ是は役者の差図なる事のなれば本文元も昔より煙へ渡へ又帳元なる差図なきの二つなり

役者の事

役者の給人重なるものといふ事は御なる方なる事なれども是は役者なる事にて座元の立役女形の立役のものなれども為なる事も有なれども一所役者と云ふものは顔を賣る役世間を広く無金なる人なる世なるなる方なる事なれども是は程なく出なり

伴なる田産家の役者立者立役女形ともに給金低く立増當顔見世
より引あるよりと以て時勢を居るとりの者を以て振舞を見せる
振舞とかゝる江戸の繁昌に合せていろ〳〵役者数人あるべき事なれ
ば役者の心持幕〳〵方おの事に成ること多くみて定りし事なれ〳〵大立もの
減ることの産家なるとも世をすることの高人より出ること稀にして
多くは立ものゝ中立者のなるものと知るより義理を勤ること生長して大
立者産家なるも減ること十人が九人迄は世をすること他人の思ひ寄りなくて
家産家産の者多き故小くの者ともこゝに居り果て是初より立ものゝ
ようして人のやうに居ること不為なる者中にて上見出ぬ者の生立して立
ものの産家なる事を我役者〳〵人中をもつて出ものなる中にて
役者なりよりき立ものありて是居世話人悟え仕切場にて能き人
とかゝる役者あるを中なるよりて夫をきくひあるいひあすを人を
我分の善悪をもつて人をかゝりて人をかゝりあるふ事にさて又番〳〵方の事

ハまく遠く事おこうて壬年ハ役者の分らを女房仕せふ〳〵とおくものゝ
是を換の以て悪事を働るようきを中一如と以てものを悪なる生を分方夫の
人なる是を敬さるる事ばかりを高ぶり物毎さ〳〵むをきく男まさりを
働き都なまの顔の立悪をもつて悪をものあり役者立者と成て人金を
ものゝ人なる敬を宮をあり是居よりハ給金をこをり分て持をる事か
きハたるこの如く家情て入る付を又情〳〵出るの金言むべなるこの衣
裳を大金入お慰りて人なるきく〳〵をる事一四方家産を安楽を過〳〵
役者多くなる迄〳〵役者の分らを〳〵して素人商人の心をもつて年長
して紅粉白粉を顔を為る事を若なるべ〳〵を中なる若き役者ハ分持お
しく酒食をもつて毒を〳〵胃を以なるを長寿をくあり隨分
分持を大切を以〳〵家をものゝ又役者〳〵るものの家事一面倒あるを理あん
ハ是居後世をもつて去振袖書大縄賣の女房まで髪結を結をる程
の事を役者ハ隨分なるし方のやうなるよう成〳〵き初〳〵

女形の事 附 京人役者氣性色々の事

上方にては江戸にて女形の上手なるものとなる人は濱村屋大和屋係屋迄江戸にて上手と成ることなく女形いろ〳〵當時江戸にて上手なる女形もいろ〳〵江戸にてよきも上方にてわるく上方にてよきも江戸にてわるきもあり何を以て手も所劇しくとなりていろ〳〵一群女形いろ方生立ちよりいろ〳〵立役を江戸生立ちと昔よりいひ習せ〳〵之女形を役初めより男らしき事をせんとて平生にても拵りて江戸にて事なるよ當京の性言より女形より男子寄の役京流の妻わやこの役ゆえ京流の仕手又親時を平井權八の役を勤る事扨〳〵あり是あい如何遠とやはり〳〵大きな違ある役を若評判よろ〳〵是を拵ふ仕ようなれ〳〵是を座中の癖となりて惡あり〳〵是惡とする拵を拵ふ特また女形の方より強〳〵きて元祖芳沢あやめ若い若女形の名人三ヶ津より名をとる〳〵仕事〳〵事為〳〵ありて人の四せる名人なりしゆえ年長じて女形を勤めるとて元祖芳沢權七と改名して立役となりしゆえて芳沢あやめと評判〳〵を年勤の〳〵の聖年抱人なき位四を又〳〵思ひうく〳〵元若女形より成芳沢あやめ出て勤せる大評判自然と人を合うての仕手昔より見物分終を評判ゆえ〳〵由さてもまた若女形をいつ迄女形して舞を踊さ踊ら〳〵又を年尾と拵者女形より元祖にて立役なる踊り〳〵評判よろ〳〵きて上方にて元祖せをいうゆえんは地よりて遠ふ事も有〳〵立役を拵ふ〳〵敵役を是義をとる思ふの実為いたゆえ〳〵さて昔より時代性を江戸役者世話物をいい上方役者〳〵女形は上方より〳〵さて〳〵中ゆえ江戸出生〳〵二代目瀬川菊之丞稀なの成〳〵る世を早〳〵せり成るゆえ〳〵代まの若女形なりをもむ〳〵〳〵色角役者は座組より出世〳〵立役を出を所を見物の目なる角て出世〳〵成上方役者も中りの時分所要〳〵と〳〵を課所一切る類なる役者なりゆえ〳〵江戸風る合為性色なるゆえ〳〵評判て

元文〜〜〜〜六ケ敷ものとなり役者を江戸屋敷の者に座敷を
二分役者〜〜を年上方にて名人の中村仲蔵なりし漆尾為十郎菖蒲所〜〜
時場所〜〜〜〜

牡丹作者心持の事―附津田治雄篤實の事―

作者と以ふべき歟。性学なくして徒事・漬業なる程の事りてハ出来難
なるべし中ハ唐詩選なりとも以て業も見出すべきなるべし
荒くハ神儒仏の道を兼ね書なれども能見えさるハ為ハ事なるべし支
作者多人を和国先輩近代ハ津田治雄と以て文才ありて神祇
釋教恵を常とを世に作り意ことを詩ことを詩ことを
合ことを事今を多く又文才よりハ時の俗を形容を宜しく昔の作者を
心持大なるを遠せり昔を世に立作者を抱くを作者を侯の上座敷雅女形
雅敵役雅とを〻〻牡丹を作者の思ひ付る位を雅なる中人なるべ
書を書を書を名ハ作者あり今を座敷女形の為にして作者より座敷女形を
思ふべしと尊ぶを役者尚を〻を作の役秘を〻役を〻顔見
せを目の智恵を動かすべきと〻重なを以て中牡丹出来る筋
し来を年の牡丹三建目より加迄一幕切の牡丹の如く節合る事

多く見作者を役を失ひを敵対同結を〻神を〻て作書を〻
あり又中ハを上方より古代の牡丹を買ひ〻牡丹を中ハ彩九郎と三蔵
大の帝女形ハ二代目芳沢あやめ先ケ様の役をあり〻を世を雅あん
を雅と制振〻て座敷を〻顔を〻を〻ものを〻を見あハ作者あり〻て喧嘩
座敷ハ〻を板附る牡丹作者と紙を〻を〻弟を〻を〻を〻作者
を〻を給を〻を抱古代の牡丹を大金を出して芝居を〻あり今の
牡丹名顔を座敷又を女形の名を祝て書を〻の物語を〻見物の
悔を〻を〻又を世名顔を〻ハ牡丹の所を合を〻又を顔を〻のを〻
中昔顔見せ大名顔ふ本毎の花を〻ハ生弥の本と顔〻梅桜を顔ハ
〻名作作者の働と今を〻作〻我見の〻を牡丹を〻を〻を大切を〻事を
座敷の名顔を〻を〻を〻

の役者に成る事ありても更なる淋しさ迚で中役者など
役柄にて一座の利の元となる迚角帽を脱ぎ牡丹の事を紙に
せて遣べき事なれども一芝も拵を組て見せ智文育の紙にも役者
う〜癖を付〜ものと見えより元祖市川團十郎梅莚座改名り〜江津
市治兵衛と云ふ立役者ありしが元より実り宜〜うるびわかりてある顔見
せ年濃當日先一下通り濃〜より梅莚不義和の拵るなる又別幕を出し濃
和尚ふ水の顔色治兵衛の顔色治兵衛〜も出るなる三度目ふ又〜別幕を出し際
濃〜と出せ〜時流石梅莚感じ入る名作なる者一通二通の幕濃納り幕
ふ〜も錦絵三通り迄の幕掛物人の及ばぬ所と作者了簡次第いろ迚
感る義経なる世ふ〜稽古以幕〜成よ〜〜〜て了迄拵古ようこうて牡丹言
大幕りありしう〜〜仕立迄を座敷〜出役の〜仕せ〜と見えて毎又江津
福理文句を出すと堀越其陽不思議る珍文句を書出〜常盤津
文字太夫の義附もようる〜〜結文役者を家橘文字二代目浄瑠璃名人

三梅子掛ひ〜左と〜〜ふ〜〜金〜〜八浄福理文句ようる事堀越の名病あり
迚〜〜梅田左文ふと〜文句ようつ〜〜り多り牡丹言作者も堀越金井あと迚を
ず〜古風も強り〜〜よいつとなる〜〜〜言て作者八役者の書役成〜事世
流行と〜〜ひふ〜〜〜〜ふ〜〜〜〜

第五市川團十郎事を三度ハ度々遠國迄も出
張弘まり〳〵事多く有之候ハ一二を掌ハ記候二代
目九蔵大谷廣治十郎并中村助五郎樂魚一對の立去都も鄙もお
ゝ〳〵助廣と称し〳〵是ら多く〳〵上るあり年芝居長体の所を
幸ひ十町事心安き少結一座人誘ひ奥別松島一覧せんとて張立羽別
象潟あと一見〳〵彼是見るあり一宮の社宮柱太〳〵立〳〵廣
前〳〵多くの神社の疫を祓んと神前ハ〳〵片田舎なれとも奉
納の繪馬殿〳〵を並べ中に一際立流なる繪馬ハ魚樂十町の河津
俣野角力の似顔を書〳〵り例ハ市川柏莚なれば〳〵の繪馬あり十町
濃厚呑あり〳〵逗留〳〵打〳〵迎ひの童子ハ二三人手連寄り社前ハ
戯を指〳〵を十町指き柏莚の繪馬を指〳〵ハ役者を知てと問ひ〳〵ふ
おゝ市川團十郎と言ふ又魚樂十町の繪馬を指〳〵ハ役者も知てと
尋ね〳〵ふ彼ハ是を指〳〵ソンナハイ〳〵役者ハ知らぬと云ひ〳〵ぞ十町

大ら感心〳〵今ハ此事ハ市川團十郎の名ハ日本ハ弘り中〳〵
除の役者の不及事と言を巻〳〵まと先年沖船改名を源ちゃんハ羅
船にて外國〳〵漂流〳〵都児指と言ふ出船り十余年を経て家紋二
十人の門不思議ハ出三人吉ハ〳〵ハ〳〵彼國にて悪魔ようけとて佛
檀ハ似〳〵る物を指〳〵家門〳〵〳〵多〳〵有り〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

る行ふに相違なく八万事ふ行渡り芸居の事も悔元とお使ひ一百も
多く奥行きもち拵る如く掛當りて事の始まる後〳〵金子潤達出来不出来
の時を自分の給金を渡へ呉〳〵如役者〳〵渡せそこと人金の役者〳〵
悔元をもつて初日をもつて拵みをもを座敷の如くとする事
なくとも座敷あり時を奥行むづかしきことの如くて役者をかり
て来るも金銀を拵る出来る〳〵座敷近く出世する中〳〵大給
金も取る方々方如あるべき事〳〵海〳〵去の如く芸居の為をおくと
座敷あれば都て仲ヶ間みてを行〳〵いひを殺も如ず初めて代りて
の座敷は本場のみ拵るべ海〳〵出人去生中は芸居もあり世ありて
由相又を年はやうもを色バ座敷を立役を押除女敬をもるの万事を共
略〳〵存の振舞かりてあるも女の形を写をを身して夫と言を〳〵立役を
庶〳〵き時〳〵て分も意世立役好を京清ご書わるやうて花道〳〵を
り方の法振ての引迎去出〳〵は先今日を見切をいひを女形りはあるまじき事

女形〳〵立役を勤る當りを形をせ〳〵由此和座敷は秋中五月は編
引立を〳〵度思ふものうるも振拵方きの〳〵作者を役せ亜もて勤御〳〵
役者〳〵作者〳〵形〳〵を役去役立拵る むづげ者を又を見物の清よき役者
役を多く呉〳〵我先手は拵をの力り〳〵を引清又を高りの時は座敷の役幕
引切〳〵とする事拵云ふ〳〵言葉をもを又の品和役去の品雑を和消
〳〵き事をる當時の座敷は九月前日をもあるを方習りも宮る事を拵多ら
室年を〳〵拵を心特ありて去ヶ年は想楽屋を形りを形多ら〳〵を彼
是を〳〵の事を新源〳〵を九月中〳〵病家を呉〳〵て引迎心力〳〵を座を
別〳〵事行事〳〵や定月近は〳〵座を大切を勤の拵を義納りは呉を述て
寄麗を出〳〵を座敷の役ひと〳〵〳〵役去風俗古来とを大を遠せ〳〵

役者古今流行の事 附 古人當り拵言の事

當代の役者を昔の役者より如事義引りて如てこるを見物〳〵ようなる
是を色〳〵欲の行る事まて昔の役者と今の役者と義乃を遠ひを〳〵ある

きゝ覚えなれども藝を細ふかたるハ今の役者心で藝をたゝる昔の役者と是ハ
月日の遠ひなりなれども當時ハ人者もこゝ〳〵ハ月日ハ遠ひ者ハ今
なるのかゝる稽古ハ藝の稽古ハ藝の稽古ハ構ヒ昔の役者ハ名人の仕業ハ事ハ
ても人の当級をせゞ一流を切獅和事仕ハとい年大ケてハ指をもりたゞ
ハとも事ハ〳〵古人中村ハ長ハ年經ハ遠ハ事仕の新を器さゞ先年堺町
ハ二代目市場のみ狂顔見せハ和名狂父の長男次郎宣忠後ハ梶原の郎等
あるハの平治ハて秀衡の面形く上後ハ寿ハ義經の首塚所の平敵ハて
方智ハの首塚ハ花及の中程近寿ハ長ハ名宣忠
と成り〳〵不敵ハ仕事斗ハて後の月ゞ宣忠と見ハハ稽中〳〵印人の出来ハ
所ハあるゞ表裏の名人と以ハ市流新進帳と以ハ大名顔ハて誠の印大
當ハ有りしハ又古人中村芝ハハ娘道成寺七変化ハ印百姫事を勤ハ
新意ハて見ハを後ハハ〳〵渡ハ宗を春〳〵事ハ〳〵以ハとい平生の
印獅ハ後ハて百姫事ハかりてハ印の後ハ〳〵友息切ハ世ゞ以ハ〳〵ハ又

中村秀鶴と新意の印を指別ハ〳〵狐の狂言を勤ハ後ハ狐を顕ハ
狂言ハて〳〵肌ハ〳〵狐の形の後ハ〳〵を見ハて印狐の心持ハて世〳〵田
舎代の名人ハ先年出雲国産ハて安達ヶ原の狂言ハ八幡太郎の後
ハて大当ハの時ハ給金ハ拾両の中後者ハ弱年市村座ハて浮利ハ
九ヶ年目ハ出雲国産の産後と成ハ百両とハ〳〵しハ世の人の動ハ不ハ
後上方ハ登ハ〳〵浮利ハ〳〵中村秀鶴と中村魚楽ハ〳〵人の名ハ
後ハて世大立者ハ〳〵しハ事ハ〳〵額ハ〳〵ハ後者ハ古人狐ハ色事仕
ハて古ハ変ハの後ハ〳〵ハて〳〵ハと尊ハ色ハ〳〵ハ後ハ〳〵ハの心持ハ
〳〵と言ハ〳〵中古人嵐雛助和田合戦の狂言ハ坂額（ニカク）の後ハて〳〵ハ後ハの後
を親嵐小六ハ後ハて後ハ〳〵ハ〳〵ハ後門破ハの仕方ハ〳〵見者
〳〵て世ハ〳〵しハ後ハ百姫ハを勤ハて勤ハ〳〵ハ小六ハ以ハ後ハ〳〵ハ〳〵ハ
ハ〳〵ハ新ハ〳〵ハ〳〵て世ハ〳〵ハ後ハ〳〵ハ〳〵ハ後ハ〳〵考ハて狂言勤ハ〳〵ハ後ハ〳〵
ハて小六ハ〳〵ハ世ハ〳〵ハ後ハ〳〵ハ後ハ〳〵ハ後

を分門破りを勤て宿へ帰り今日の仕事出来ぬけしからぬと尋ねるに
小六答へ今日の仕事面倒なる事なれば定て見物の用なるべけれども
ひしひしと思ひ果てゝ大評判なり由主人を小六は教へ又眠獅子と其
仕事を問ぜられて立腹をなし坂額すなわち門をたゝき長刀をふり廻
して上方の話をつまらぬなどと言ふ拍子にて片ほの門を押ふる仕事なるべし
門破りなどかくわるくき事なれば義理なりと断りせしものと思ふべし
古今人物英大佛造営の棟梁法師武者の出立長刀をかい廻せ
ばなり花道をなるべく付ける仕方の幕を張り物の助を座宣忠の立出て
曲者まてと声を掛ると京流の花道にて行ずナントこゝに
仕事の不初なる京流花道にて宣忠声をたてゝと思ふる音もせず
や夫にせよと彼是乱をとゝ前方も七八分通をわるや揚幕へと参る
る声ばかり地方大なる乱を吹ちゝ今見すて揚幕へ入るべき程ふ隙
吹ゝ敵より彼なる宣忠大音をあげてクセモノマテとこゝをる板廻り

ギックリ思ひ入あり彼なる又平家の侍悪七兵衛景清なるぞと叫ぶ板廻を付
義経へ立戻り宣忠なる詰をナニガナントと叫ぶ〜を勢ひ冷〜ゝ由
今なる仕事は見物なれども板廻へ義経のまづをを鑑りての仕事なる板廻
格別出来なる〜ゝしとゝ見角上なる板廻の役者の引立ち格好掛
べきものゝ人なるを構我のゝ巻ゝ出来んと思ふるの中なる〜又昔を
懇歎の場なるとして見物も行とゝ義を偲せ〜仕なる方なる出て行る
おゝき事なるといひちゝし見物の如を門立る事なりしが今の敵役
よりおゝみをもる義なるかの用なる〜又江戸行東京の不作事是非
なるべかるべき事なりしふ必つとなるべくなるべく今なる常盤津富士
の豊後節なるべけれども板廻を移り都なる芝居格好なるの流行なり

三芝居系図の事

三座系伝備説區〜みゝを一定芝居演出する事なるべく好事人なる

〜九〜終〜

中村産

元祖　中村勘三郎

本名三間氏山城國の産之猿若の名人委細初る記し有る家に略す

二代目　吉右勘三郎　元祖勘三郎実子

父と之家〜迄多く吉右と以名を顔〜家相續〜て大正元十七ヶ年相勤

世話者る市村市そ迄菅原町まて芝居相續後く勘三郎と改不鶴の丸を

繼り勘三郎市村産りて中そ迄引合せの口上を勤〜之式紋不揮り

有りて中そ迄家の紋橘を改む於る今顔見せ入幕り新紋を府櫓卷

幕に中村産ハ五藤市村産ハ鶴の丸を付る古の遺風之

三代目　中村勘三郎　吉右の子

大正元五ヶ年

四代目　中村勘三郎

延享より貞享元年迄大正後後源居〜て伊九郎と改慶道名人

如丹家等多氏家の紋元祖之今紋多氏を勤る後ハ鶴の丸を紋不三代

是伊九郎　譜後ある附初る例之又中車の紋を付る事之源居後の

紋不中村の中の字に今之形世の中〜と祝〜て用ひ〜之多氏家

ハ留氏方紋不三ツ〜ありる今の世迄も鶴の丸を多氏家の紋不と思〜

様ある〜ハ全伊九郎のいまだ〜

五代目　中村勘三郎　吉右勘三郎子

貞享元年より元禄十四年迄大正後十八年中名人中村伝蔵同宣助

と云ふ仁左衛門の牡丹作者と源せり出〜より及墓を始る造る宣助を

表仕切場まて芝居一郎の結法を定る初産も産く母勘三郎を

代〜浅草家中代〜墓あり然る日代官源居伊九郎

ある〜日蓮宗信仰して中村家ハ原寺る石碑を殘せり元源居家ハ

吉宣勘三郎殘る後〜伊九郎の名初を宣助より殘る事あり

六代目　中村勘三郎　俳名冠子　五代目勘三郎子

七代目　吹石勘三郎　俗名達臺　六代目勘三郎子

吹石三郎ヶ合芝居破風造ニ成ル十三ヶ年以来ハ村長ニ付一件ニ付振出
一通リ出来ル知行来リ振出
月十八日敬ニ通ス　俗名ハ忘ル

八代目　中村勘三郎　俗名春鶴

九代目　中村勘三郎　七代目勘三郎ヲ知名
俗名浪伝九郎ト云

實ハ二代目中村七三郎孫ニ八代目春鶴聲養子ニ成ル早世ス

十代目　中村勘三郎

九代目勘三郎早世ニ付縁類ヨリ聲養子ニ成病身ニ付浪伝九郎
繼ク

十一代目　中村勘三郎　俗名冠子　初名俗名
浪伝九郎

實ハ二代目市川八百蔵ヨリ養子ニ成迚年ヨリ類縁又ハ粗云
不當振モ出来ル義ニ付實父ヨリ体疾ニ成俗名ヲ

一同相易ル〳〵ニ成ル也ヲ以不信同行ニ成ル同九年九月十二日より再興ス
弥ヶ新規普信同行の大芝居と家事一切ヶ中興の元祖と申ス者ニ成ル

市村座

元祖　村心又三郎

生國和泉國堺ニ住ス之ニ堺町始ル芝居興行中村座ヶ十三ヶ年後ニ業座元
壬辰年卒

二代目　村田九郎左衛門

元祖又三郎聲又三郎死後お續ニ成ル列家業ヲ芝居の事ハ相
係ル吹石勘三郎中ヶ市村羽左衛門ヲ者お座元ヲ以ヶ興行ス又右近源左衛門
吹上ヶ小唄三味線の義ニ者ヶ一切家の弱ヲ粗ニ興行又右近源左衛門
ヲ以ヶ後ヲ切り初ヶ後の深沼衣ヲ冠リて女の形ヲ始ヶ出座ス相勤
又三郎ヲ實ヶ九郎左衛門ヲ聲ヶ養ハせ一ヶ義ニ迚ヲ八流井心三郎
後ヶ芝ヶ養ヶ心川ヲ相ヶ俗名ヲ養ヶ子ヲ芝居八九郎左衛門

名字不詳元い近く[illegible]せしとあり

三代目　市村宇右衛門

四代目　[illegible]石勘三郎[illegible]村田九郎右衛門

[illegible]石勘三郎[illegible]寛永[illegible]安の[illegible]　御城[illegible]

石[illegible]

[illegible]男[illegible]異[illegible]の除[illegible]村田九郎右衛門養[illegible]

一名の大夫役右勘[illegible]勘三郎より鶴の丸紋[illegible]

車[illegible]家の紋[illegible]

書[illegible]

五代目　市村宇右衛門

六代目　市村[illegible]

七代目　市村長三郎

八代目　市村[illegible]

實[illegible]茶[illegible]

改元[illegible]十六年[illegible]大夫寶暦十二年[illegible]月六日[illegible]

九代目　市村羽右衛門　俳名[illegible]

八代目羽右衛門[illegible]名満[illegible]延享二年[illegible]寛[illegible]寶暦十二年[illegible]

大夫役[illegible]和實[illegible]名人[illegible]代[illegible]

根[illegible]郎[illegible]

根[illegible]郎[illegible]五郎[illegible]三代目[illegible]坂東長三郎[illegible]

十代目　市村羽右衛門　俳名[illegible]金

九代目[illegible]名[illegible]

十一代目　市村羽右衛門

元祖[illegible]近年数百七十余年[illegible]羽右衛門[illegible]名[illegible]再興[illegible]世人[illegible]

[illegible]

元祖　森田庄
　　宇奈木左郎兵衛

万治二年辛酉三月廿五日拝領町芝居奥州小瀬文治の弟人形者ゆえ
あらため板東又九郎と改名仕候事の名人を万事去渡
あるべき筈なるに又九郎中又七を養子とし一代を勤させる筈二
代目森田勘弥と又庄兵衛と又九郎と譲り又九郎と実子名を譲り
友吉元森田勘弥庄兵衛板東又九郎と名乗り奥州左郎兵衛名
森田氏宇奈木を義名を享保の比勘弥一名を勘弥

二代目　森田勘弥　庄兵衛　板東又九郎
三代目　森田勘弥　庄兵衛　板東又九郎
四代目　森田勘弥　庄兵衛　板東又九郎　幼名　福松
五代目　森田勘弥　庄兵衛　板東又九郎　幼名　鶴之助
　　俳名　真島

地面の事二月九ヶ年休座

六代目　森田勘弥　俳名　杜元
九ヶ年休座を建立再興幼名金蔵と成病死仕候ゆえ五代目勘弥娘元祖
中村十助子小伝次を聟養子仕候て又左衛門と成
七代目　森田勘弥　俳名　残雪
三代目沢村長十郎後助之丞の弟子成中堂の井と成小伝次
実子の古代目勘弥養子と成
八代目　森田勘弥　俳名　子蝶
七代目勘弥子幼名勘次郎後左郎兵衛
九代目　森田勘弥　俳名　眠会
八代目子蝶幼名又次郎後板東又九郎寛政元酉年より九ヶ年休座
同十年年中再興せしなれども当時休座元祖より年数百五拾余年
右芝居は芝居はじめしる享保元丙申年三月出願新五郎一件ゆえ
出願の上拝領町山村長太郎後遠藤氏　仰付芝居明絶仕候て大付

[illegible]三座とあるは休座中八帋芝居奥の方を通

中村勘三郎休座中八帋芝居　都傳門

市村羽左衛門同　桐長桐

森田勘弥同　河原崎權之助

休座中なれども芝居一件の内紀事等有之候ハ三座の者共　左様四書有

等も奉差之尤年改市猿之助八帋芝居のものを除

る事共ハ[illegible]芝居解禁等も伺ハ[illegible]とする治まる

御代の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]筆をとゞむ

安政戊午年仲夏流覽一校　活東子

明治二十丁亥年仲秋　筆者　妻木頼德